

平成30年第1回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成30年3月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

13番 西山猛君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	久須美忍君
教育長	今泉寛君

市長公室長	塩畑正志君
総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	岡野正則君
建設課長	吉田貴郎君
建設課長補佐	鬼澤美好君
企画政策課長	後藤弘樹君
企画政策課主査	稲田和幸君
商工観光課長	川又信彦君
商工観光課長補佐	海老原和彦君
観光戦略室長	菅谷清二君
学務課長	堀江正勝君
学務課長補佐	根本薫君
農政課長	金木雄治君
農政課長補佐	細谷敦君
農政企画室長	田中博君
消防本部総務課長	安達裕一君
消防本部総務課長補佐	鈴木一也君
消防本部警防課長	川辺義明君
消防本部警防課長補佐	藺部恵一君
子ども福祉課長	菅井敏幸君
子ども福祉課長補佐	中庭聡君
社会福祉課長	萩原修君
社会福祉課長補佐	岡野裕君
総務課長	西山浩太君
総務課長補佐	石川浩道君

保 険 年 金 課 長	田 村 一 浩 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	根 本 由 美 君
都 市 計 画 課 長	持 丸 公 伸 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	礪 山 浩 行 君
高 齢 福 祉 課 長	堀 内 信 彦 君
包 括 支 援 セ ン タ ー 長	長 谷 川 康 子 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 4 号

平成30年3月9日（金曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は、13番西山 猛君、17番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番藤枝 浩君、12番飯田正憲君を指名いたします。

一般質問

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問、一括答弁方式及び一問一答方式の2方式から選択といたします。なお、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、最初に、8番石田安夫君の発言を許可いたします。

〔8番 石田安夫君登壇〕

○8番（石田安夫君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。5問ということでよろしくようお願いいたします。

まず1点目、幹線道路の整備について、2点目が、かさまミュージアムバスについて、3点目が、あらたな仕事の創出について、4点目が、みなみ学園義務教育学校の老朽化対策、5番目が、経営体育成基盤整備事業についてをお伺いいたします。

幹線道路に整備については、来栖本戸線・南友部平町線について伺うんですが、約12年前、この路線は合併特例債でやるということで始まったんですが、12年前の施政方針などをずっと読んでいると、なるべく早くやるということだったんですが、しかしながら12年が過ぎて、まだ道半ばという感じでございます。それで、途中で震災などがあって随分おくれてしまったなというのが実感でございます。そこで伺います。

来栖本戸線・南友部平町線についてお伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、来栖本戸線についてでございますけれども、現在の進捗状況については、全体延長3,200メートルございまして、そのうち来栖地内の国道355号バイパス、そこからフルーツライン、そこまでの約880メートル区間、それと福田地内の稲田駅東側から県道稲田友部線までの815メートル区間、合わせまして1,695メートル、これを供用している状況でございます。今年度につきましては、来栖地内の延長360メートルの区間におきまして、切り土工事及びのり面の工事を施工中でございます。

また、平成30年度の事業内容にいたしましては、埋蔵文化財発掘調査、これを実施するとともに、工事につきましては、現在実施しております工事箇所と同一箇所となりますが、延長360メートル区間において、最終の切り土工事、それと、のり面工事を予定しております。

続きまして、市道南友部平町線の現在の進捗状況でございます。

全体延長2,030メートル、このうち、手越地内の国道355号コンビニ交差点から約350メートル区間、これを供用してございます。

今年度につきましては、茨城県の教育研修センター南側に位置します延長120メートルの区間につきましては、盛り土工事及びのり面工事並びに排水整備工事を施工中でございます。

来年度の事業内容にいたしましては、北山公園の観光道路をまたぐ延長約54メートルの橋梁詳細設計及び地質調査を予定しております。工事につきましては、現在施工中の箇所から観光道路へ向かう延長約400メートル区間におきまして、切り土、盛り土を含めた土工事及び排水整備工事並びに下層路盤までを整備する予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 17番大貫千尋君が着席いたしました。

続けます。

8番石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。

来栖本戸線については、ことし約2億円で、南友部平町線もやっぱり2億円くらいの金額を使って工事をするということなんですけれども、来栖本戸線については、2点ほどちょっと言いたいんですけれども、相続問題がありまして、それが解決したのかどうか、それだけ初めに聞きます。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 相続問題の件でございますが、現在、まだ用地を未取得のところは、全体で5名ほどございます。相続関係につきましては2名の方がいらっしゃる。1名については処理済みです。もう1名については、まだ手続中ということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） その手続中というのは、要するに笠間市に売ってくれるという内容にはなっているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） その地権者の方につきましては、事業のほうに賛同をいただいております、相続のほうの手続を進めていただいているという状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。

もう1点は、今、切り崩しというのをやっております、御影石が結構出ているんですよ。そういうのは、この中に算定されているのかどうかちょっと伺いたい。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 山を4段にわたって切っていくという本当に大きな土工事でございます、議員おっしゃるとおりに自然石、御影等々が出ている状況ではございます。

それにつきましては、地質調査等も当初から調査している経過がございますけれども、何分にもどこの場所でどういうふうに出てくるかというのは、工事をしてからでないとなかなか明確にはわからないところがございまして、それは工事をしながら、変更しながら進めているという状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。あそこ、まさか稲田石が出てくるとは私も思っていなかったんですけども、加算してあげないとちょっとかわいそうなので、その辺しっかりやっていただきたいと思います。

南友部平町線については、どっちにしても、この2億円、2億円では完成はしないということなんですけれども、実際に私ども、12年前に合併特例債を使ってこの工事を早目にやるということで推進してきたというか、流れの中でやってきたんですけども、12年たってまだできないのかと言う人たちも、12年以上たっているわけですから、先ほど震災があつてちょっとおくれたというのは皆さん重々わかっていますので、その辺うまく推進してほしいというのが現実のところなんです。

この間、雪が降って、ちょっと違う話をするんですけども、高速道路がとまっちゃったときがあるんです。あの50号線、物すごく混んだんですよ。全然車が動けない。やっぱりもう1本、この来栖本戸線があれば通過できるんじゃないかなと、そのときちょっと考えたんですけども、なるべく早く、この2億円で100%できるというわけではないけれども、しっかりお願いをしたいと思います。

あと、南友部平町線については、僕らも、笠間小原線でしたっけ、もう開通して道路の拡幅と歩道をつけていただいて、大変あそこを通らせていただいております。やっぱり時

間的に物すごく早いんですよ。私らにしてみれば、その南友部平町線ができなければ、ある意味で旧笠間と友部の一体化というのはなかなか実感できない。ちょっとぐるっと回ってここに来るような状態なので、もうちょっと早目に、確かに税金を入れてやるわけですから、なかなか難しいものがありますけれども、しっかりお願いをしたいと思います。これについては別に答弁は求めません。

次に、2番目として、かさまミュージアムバスについてお伺いをいたします。

このバスについては、資料を見ますと、市内美術館等の周遊についてということでお伺いを、基本的に50何万だということから、どんなことをやってくれるのかなというのが本当の話で、お伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、現行スクールバスの運行契約時間につきましては、登校時の午前7時半から8時までと、下校時の午後3時10分から午後4時40分となっております。そのスクールバスの契約時間外である日中の車両の活用と市民の移動ニーズとのマッチングの可能性を図るために、交通事業者を初めとする民間企業や関係団体と連携のもと、本市の芸術文化の拠点である日動美術館でありますとか陶芸美術館などをめぐる市内のバスツアーというものを企画をしまして、試験的に運行をするものでございます。

内容といたしましては、市内在住の高齢者層を主な対象といたしまして、小学校区単位ごとに参加者を募りまして、各学校を発着地としました年1回程度の試験的なツアーを学校ごとに実施する予定であります。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。ありがとうございます。

スクールバスを利用するという事なので、もっと土日このバスを利用できないのかなというのがちょっと私は思って、金額的に五十何万なので、そんなに大きなことはできないんじゃないかなと思っていたんですけども、昼間ずっとスクールバスがあそこに並んでいるわけですよ、何十台もね。格好悪いからという感じもするし、もうちょっと工夫して、あのバスをバスの運転士の手配も土日だと大変厳しいのかなというのもあるんですけども、その辺の考え方はどの辺に。

私らは、美術館を土日に往復してもらったほうがいいんじゃないかなと、いろいろな催しがあったときに、そういうのもできるんじゃないかなと思うんですけども、この金額ではなくて、もうちょっと広めていって。試験的にやるということなので、どういう考えなのか、その辺お伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 今回の試験運行でございますけれども、先ほど延べましたけれども、民間の事業者と連携、これはバス事業者でございますけれども、スクールバス

の契約時間外の活用と市民の移動ニーズのマッチングの可能性を図るものということをご
ざいまして、今おっしゃられました土曜日でありますとか日曜日の運行の拡大につきまし
ては、ことしの検証結果を踏まえまして、公共交通の全体の見直しの中でそれは考えてい
きたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。ほかにもバスがあるので何とも言えな
いんですけれども、やっぱりあれだけ並んでいて、僕らにしてみれば、その時間帯以外は
ほとんど動いていないという状態なので、しっかりと、できれば拡大してほしいと思っ
ております。

以上で、これで終わります。

次に、あらたな仕事の創出について、1、創業支援についてお伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 8番石田議員のご質問にお答えをいたします。

創業支援についてでございますが、創業支援事業計画に基づきまして、平成27年度から
商工観光課内に相談窓口を設置し、創業に関する相談、各種支援制度等の紹介や創業塾を
開催をしております。

平成28年度からは、創業塾の内容充実を図るため、経営、財務、人材育成、販路開拓の
四つのテーマで構成される10回の講座を開催し、創業に必要な知識を身につけるための学
習機会を提供しております。平成30年度においても、創業塾を引き続き開催してまいりま
す。

なお、実績といたしましては、相談窓口や創業塾を活用して創業した方は、平成27年度、
平成28年度の2カ年で合わせて33名となっております。

また、物づくり作家創業支援事業につきましては、補助要件を緩和して補助を受けやす
くすることにより、彫刻家、画家、書家、工芸美術家の物づくり作家が、市内で創業する
際に、住居または工房の家賃、建物または土地つき建物の購入費、創作施設修繕費、設備
購入費の一部を補助し、移住、新規創業を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 創業支援の推進、物づくり作家創業支援、クリエイティブ層の誘
致等と、拡大するという事なんですけれども、クリエイティブ層の誘致促進ということ
も、もうちょっと聞きたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） クリエーティブ層の誘致促進とご質問でございますが、
本市の強みでございます芸術文化都市のイメージをまちづくりに生かすために、空き家活
用や創業支援事業との連動も視野にクリエイターを誘致し、滞在期間中の活動を支援する

といった、いわゆるアーティストレジデンスのような取り組みを進めるものでございます。

平成30年度におきましては、市内の調査や空き家等を活用した試行を通じて事業の自立の可能性について研究、検討を行っていくことを想定しております。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） この事業は、物づくり補助金が入っているのかな。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） ご指摘の補助金は入っておりません。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 創業塾についてちょっと伺いたいですけれども、今までは、ずっと前は県でこの事業をやっていたような気がするんですけれども、笠間市の商工会や各種機関等の連携でやっていくということなんです、その内容的ないろいろな方が、会社の社長とか経理士とかいろいろな方に僕は昔、教わったことがあるんですけれども、そういう方は何名くらいでその1人の人を支援していくのか、創業塾という形で創業させて、また、事業化していくわけでしょうよ。だから、その部分はどのような形でやっていくのかちょっとお伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 商工観光課長川又信彦君。

○商工観光課長（川又信彦君） こちら創業塾につきましては、10回の開催で、各さまざまな講師をお願いしております。中小企業経営士であるとか診断士であるとかさまざまな先生、財務会計、創業支援に必要な知識等を勉強することであって、今現在まで33名と言いましたが、中小企業、小さな企業をする方々が多い状況となっております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 33名の方が創業塾で、卒業して事業化できたのかできないのかちょっとお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 33名の方が創業してございます。内訳としましては、サービス業10名、卸小売業1名、飲食業8名、製造業8名、建設業3名、医療福祉関係で3名、総勢33名でございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。大したものですね。よろしくお願ひします。

次に、事業承継の支援について伺います。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 事業承継支援についてのご質問でございますが、現状と

いたしましては、高齢化が進み、中小企業経営者の多くが引退時期に差しかかる中で、事業承継の準備が終了している経営者が少ないという全国的な傾向があり、小規模事業所が多い本市においても直面する課題となっていることから、課題解決に向けた支援をしてまいります。

一つ目といたしまして、商工観光課内に相談窓口を設置し、中小企業経営者の抱える事業承継課題の把握とともに、準備状況の確認や対応すべき具体的な内容について提案を行うことができるよう、専門的な知識や経験を有する公的機関等と連携し、支援体制の構築を推進していきたいと考えております。

二つ目といたしまして、事業承継セミナーを開催いたします。事業承継には、後継者教育等に一定期間を要するという認識を醸成し、後継者に円滑に承継するためには、経営状況や課題、状況を正確に把握することの重要性を啓発し、早期の対応を促進してまいります。

三つ目といたしまして、事業承継の実態アンケート調査を実施いたします。事業承継にも幾つかの形態がございます。親族内承継や従業員承継、外部人材の招聘、M&Aなどがございますので、調査結果に応じて個別に支援をしてまいります。

四つ目といたしまして、事業承継支援計画策定の支援をいたします。親族や従業員への承継を思考する経営者に対しまして専門家を派遣し、承継課題の整理、事業承継診断を実施し、各中小企業の事業承継計画策定の支援を計画しております。

平成30年度の中小企業関連税制の改正により、5年以内に事業承継計画を提出し、10年以内に事業承継を行う場合には税負担がゼロになるとのことですので、こうした制度の周知もあわせて実施し、事業承継や企業再編の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。本当にありがたいことでございます。

概要は大体わかっているんですけども、親族外にも承継できるという制度が変わってそういう形になったんですけども、ちょっと読ませてもらうんですけども、その安定した会社を行うためには、後継者に株式を集中させることが必要であるが、後継者以外の親族には最低相続される財産が存在するため、その放棄が確定しない限り承継はできないということなんです。それが事前に後継者と財産を相続する権利者が合意し、経済産業大臣の確認を受けることで、申請の手続が簡素化していくということなんです。親族もできるし、親族外もできる。

あともう1点は、事業引き継ぎ支援センターというのが47都道府県に今できているそうです。事業承継が5年計画で策定していくということなんですけれども、その中にこの事業承継のネットワークの構築、要するに、経営者の気づきをアピールしていくことを多分うたっていると思うんですけども、もう1点が後継者が継ぎたくなるような環境

を整えていくということなんです。

もう1点が後継者のマッチング支援の強化。事業を引き継ぎ、支援センターがそれを強化していくという政治的な流れなんですけれども、笠間市でもこれを見ると、しっかりその相談窓口、これは一つ一つ聞きますけれども、相談窓口はどこに置いて、誰が担当してやるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 相談窓口でございますが、市役所の商工観光課、それと商工会が窓口になって対応いたします。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 次のセミナーの開催ということなんです。これを見ると、笠間市でアンケート調査、要するにどういう状態なんですかと、その会社の状態を聞いて、後継者がいない場合、どうするんだとそういうアンケートだと思うんですけれども、その内容的なことがわかればお教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） まず、セミナーについては、専門講師を招聘しまして実施をする予定です。

それと、アンケートにつきましては、今後詳細な内容につきまして検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） じゃ、これからということ。5年計画ということなので、その辺よくわかりますけれども、しっかりやっていただきたいと思っております。

最終的にその人材マッチングの推進ということで掲げておりますけれども、どういう形で、笠間市だけの話では多分ないと思うんですよね。先ほど創業支援の話をちょっとしましたけれども、これはみんなつながっている部分があります。笠間市も小規模の事業者がたくさんございまして、やめちゃって、空き家になって、更地になって、駐車場になって、というところもたくさんあります。そこまでになればいいんですけれども、ならないでそのまま放置しておくようなところもあるので、その辺のマッチングの考え方を伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 承継ネットワークがございまして、そこに加盟しております商工会や商工会議所、金融機関、士業等専門家、同業種の組合等との連携を図りまして、東京圏の生活者を主な対象としたツアーを開催し、協議等を進める、マッチングをするというような予定で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ツアーというのはどういうことをするの。

だって、笠間市にはこういう事業所があって、これに対して、東京の方は興味を持ってくれませんかという話なのかな。どうなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 商工観光課長川又信彦君。

○商工観光課長（川又信彦君） 先ほどの事業所経営の促進の事業におきましてマッチングをという話でございましたが、こちらにつきましましては、商工会を中心として、金融機関や弁護士、会計士様との連携によって、商工観光課を窓口にしながらつくっていきたくて思っております。

先ほどのマッチング促進という事業につきましましては、東京からの人の流れを創出したいという事業も、この事業継承の中に組み込んでございまして、地域の活性化につながる人材をマッチングさせたいというの、事業承継の事業の中に組み込んでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。笠間市は、農業の担い手も育成支援ということで考えているそうなんですけれども、この辺はどういう考え、要するに事業を、そのうちで農家をやめて、違う方を入れていくという多分話だと思うんですけれども、詳しくお教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 農業につきましても、新規就農者に対しまして、今後もうかる農業といいますか、稼げる農業を目指せるような研修に対して補助をして支援する。または、就農される方が新たに、当然農業機械を購入とかそういうものがございまして、そういう機械購入、設備投資等に対しても補助をし、就農できるような体制をつくっていくというような考えで事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。その窓口はやっぱり商工観光課でやるの。どこなの、これは。どこで。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今申し上げた農業関係につきましましては、市役所の農政課、または農業公社等でも相談等を受けて事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。人材のマッチングでもこれは東京の方が農業をや

りたいというのも多分あると思うんです。実際に僕の知っている方が七会のほうに来て、大規模にやっている方がおられますけれども、やっぱりそれも一つの手かなと思っておりますので、しっかりやってほしいですね。あと聞くものないかな。

○市長（山口伸樹君） 前に2件あると言っていたら、事例が。

○8番（石田安夫君） 事例があるんですか。市長がそう言っていますから、事例、聞かせてください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 1件につきましては、果樹農家で廃園になりそうなところがございまして、そこにつきましては、就農者が研修を重ねながら事業を継承するというようなことをやっております。

あと、済みません、稲作についても1件ございますが、ちょっと詳細について説明ができません。申しわけありません。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。これ以上責めちゃうと、元も子もなくなっちゃうみたいだから、余り責めません。これはこれで終わります。

次に、笠間焼作家の育成支援ということでお願いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 笠間焼作家の育成支援についてのご質問ですが、平成29年度末には、笠間陶芸大学から初めてとなる卒業生が誕生いたします。しかし、卒業と同時に陶芸家として創業するには、技術的に未熟な部分がございます。そこで、技術習熟の機会を与え、若手陶芸家の育成支援のため、貸し工房事業を創設するものでございます。

事業内容といたしましては、市内在住の笠間陶芸大学卒業生、工房の貸し出しや制作した作品の展示・販売スペースを提供いたします。施設や整備といたしましては、貸し工房、ガス窯2基、灯油窯1基、登り窯1基、電動ろくろ、工房内ギャラリー、販売スペースがございます。貸し工房を利用して技術を修得することで、大学卒業生の市内での創業を支援をしております。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。これは大関議員が聞いた内容で、もう一回聞いちゃって済みませんということなんですけれども、あの場所は誰が貸していただいたのか、また、なぜ貸したのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 貸し工房をする場所につきましては、奥田製陶所さんでございます。

それで、貸していただいた理由ですが、そこで行っていた陶芸教室をおやめになるとい

うことでしたので、施設を市のほうで借り受けるということにいたしました次第でございます。
以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。陶芸大学校卒業や市内の陶芸家として創業を目指す方の対象にということなんですけれども、陶芸大学校でことしは13人でしたっけ、卒業。12。12人が卒業するということなんですけれども、この方たちが全部ここに入るということなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 卒業生につきましては、2年課程の者と、あと1年の研究科とございまして、今おっしゃられたように12名が卒業となります。

各人に希望をとりまして、現在のところ3人か4人ぐらいが利用するような意向を持っているような状況でございます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。3人か4人ということなんですけれども。このほか、今まで、陶芸大学校になったんですけれども、その前は窯業指導所ということで、約六百何十人だかちょっと忘れましたが、700人近い方が卒業されておるんですよ。なかなか笠間市に定住してもらえないということで、どうかしてくださいということで、市長が一所懸命頑張ってもらって、いろいろな事業を新たにつくっていただいておりますけれども、これも、何というか陶芸大学校だけじゃなくて、全国にいろいろな陶芸家がいまして、笠間に入って今来られる方もいると思うんですよ。

私は、「あらたな仕事の創出について」と一つの題をつけて伺っているんですけれども、この創業支援、事業継承、笠間焼作家の育成支援、これは全部つながっていると私は思っているんですよ。だから、そういう商工組合だか何だかそこだけが窓口でどうのこうのという、さっきありましたけれども、やっぱりある程度、これを全部統括するような場所を役所の中につくって、もうちょっと広く、縦断的にやってほしい。

また、これはいろいろ使えるわけですよ。その辺はどのように考えているのかちょっとお伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今ご指摘のあった件でございますが、商業工業関係ですと、商工観光課、また商工会が窓口、農業関係ですと農政課が窓口というふうに今は分断されているような状況でございます。

今後につきましては、そういう窓口、横断的な窓口ができるように、ちょっと検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 検討するんですね。よろしくお願いします。これは終わります。

次に、みなみ学園義務教育学校の老朽化対策、校舎の環境向上の推進についてお伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 8番石田議員のご質問にお答えをいたします。

みなみ学園義務教育学校は、開校から約1年が経過しようとしています。自由なカリキュラム設定のもと、小学3年生から英語の授業数をふやしたり、小学校6年生から教科担任制を導入したりするなど、教育の充実が図られているところでございます。

しかし、一方では課題も残っております。

校舎においては、分離型で行っていますが、特に小学校低学年の移動の負担が大きく、授業時間の前後1時間が移動に要してしまうなど、児童生徒が行き来しての行事や縦割り・班活動などの交流が積極的に行うことができない状況にあります。また、南小校舎は築35年、南中校舎は築30年を越え、雨漏りやトイレの老朽化など早急な対応が必要となっております。

そこで、これらの問題を解決し、さらに充実した教育環境を整えるために、平成30年度に校舎の一体化に向けた設計を行い、来年度以降、整備を進めるものでございまして、3,451万6,000円を予算計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。一体化ということは、小学校が35年、中学校30年ということで、本当に古い。30年前、35年前ということなんですけれども、実際にこの2校は別々に離れていて、本当に移動するのに大変だなと、道路をつくってくれなんていう申し出があったりなんかしているわけなんですけれども、この3,100何万円だかちょっと忘れちゃったけれども、これで耐震化というか、雨漏りとかして、やっていくと思うんですけれども、どちらのほうに重きを置いて設計していくのか。要するに、一体化するということですね。その辺もうちょっと詳しく伺いたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 耐震化については既に終わっております。ですので、大規模改修ということで、南中校舎のほうは大規模改修で、不足する小学校の部分については南中校舎のほうにつくる、ということで検討しているところでございます。設計を行う予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 小学校を中学校に増築するというような感じでいいのかな。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） そのように考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。設計段階だから、どういう形になるか、ちょっと僕もわからない。ただ、地形的に両方とも高台になるので、その辺うまく考慮して、土地の利用もうまく考えていただいて、一緒にしていただきたいと思っております。これで、これは終わります。

次に、5番目、経営体育成基盤整備事業ということなんです。

石井・来栖地区で、今までなかなか基盤整備ができなくて、やっとな国が、地権者がお金を出さなくてもいい、要するに地権者にしても高齢者で、もうお金を出すような状態ではないということで、この新たな基盤整備の一つの法律ができて動き出したという。それをこの石井・来栖地区にまとめてくれということをお願いしました。今までにどの程度進んだかお伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 8番石田議員のご質問にお答えをいたします。

石井・来栖地区についてでございますが、国道50号と涸沼川に挟まれた旧笠間市役所南側の約50ヘクタールの区域を対象とした土地改良事業に関する説明会におきまして、事業区域に対するご意見をいただき、JR水戸線北側の来栖地区11ヘクタール及びフルーツライン西側の稲田地区26ヘクタールを加えた87ヘクタールにおいて意向調査を実施いたしました。

これらの意向調査の結果を踏まえ、区域内の地権者及び耕作者を対象として、地区ごとに平成30年1月25日、26日、28日の3日間、説明会を開催したところでございます。

説明会の出席状況でございますが、対象者が225名のところ、106名の方にご出席をいただき、出席率は47.1%でございます。

説明会におきましての主な意見といたしましては、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる新制度での事業推進を求める意見が多数を占め、その他の意見といたしましては、事業区域の範囲拡大の要望などがございました。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。

石井・来栖地区ということで始まったんだけど、そのほかにもどこでしたっけ、稲田とか、範囲でやってくれなんていう内容が出ていますよね。その辺も詳しく、どことどこが増えたのかちょっとお教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 済みません、今、区域のご質問があったんですが、その前に先ほどの答弁の中でちょっと漏れた点がございましたので、追加させていただきます。

現在の状況ですが、本事業の地元推進母体となります事業推進協議会設置の調整を行っており、来年度当初に協議会を組織したいと考えております。

しかし、土地改良事業を実施するためには、行政の力だけではなく、地元の合意形成と協力が不可欠となりますので、今後は事業と行政が一体となり、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。大変失礼いたしました。

それと、拡大の規模でございますが、稲田地区とそれと飯合地区、そちらから事業に参加したいというなお話が出ております。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） それを含めるとどのくらいの規模になるのか、ちょっとお伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今申し上げた区域を含めると、約100ヘクタール規模の事業地となります。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。その内容、意見の中に、稲田地区の駅近くまでやってくれという話がちょっと出ていたんです。その辺も含めて100ヘクタールなのかな。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今ご指摘の地域を含めてでございます。現時点で87ヘクタールのアンケートをやったところでございますが、先ほどの稲田地区を含めると、約100ヘクタールになるというような状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。しっかりやってほしいと思います。

やっぱり、地権者がお金を出さなくて済む、もうはっきり言って、あそこはもう耕作放棄地だらけですよ。やっぱり高齢者たちは、ぜひやってくださいということで、ほとんどの方が反対はしないと私は思っておりますので、しっかり進めていただきたいと思います。

また、稲田地区に対しても、駅前までやってあげたほうが、これはあくまでも県の事業なので、しっかりその辺はうまく説明をしていただいて、実際にこの基盤整備は普通の基盤整備じゃなくて、結構、川が私のところも稲田もあるわけですよ。だから、水には困らないので、ポンピングする必要がないと私は思っております。そうすると、経費がそんなにかかれないわけですよ。あとは段々畑にすればいいわけですからね。もし池をつくるんだったら上につくればいいし、そういう方法がもう今はとられている。あくまでもポンプを使ってくみ上げてなんて、そういう古い。あそこの地形はそういう形にできるので、しっかりその辺、設計をしていただきたいと思っております。

次に2番に、笠間地区で説明会の中でも多分言われたと思うんですけども、笠間地区

で基盤整備をしなかった、というか、その地域はしているんですけども、その当時ではできなかった場所があるんです。その方たちがこの地域で、石井・来栖地区の事業に入れるのかと。できれば、みんな了承してくれるんだったら、そこに入りたいという方がおられます。その辺は、市としてどういう対応をとっていくのかお伺いをします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 笠間地区で基盤整備をしなかった地域が石井・来栖の事業に入れるかのご質問でございますが、本事業につきましては、県営事業として実施することから、茨城県に確認をしましたところ、土地改良事業の区域設定といたしましては、同一の水系であることや、同一の担い手及び耕作者が存在するなど、一連の区域として事業実施が妥当であると判断される範囲を設定をしております。

このことから、稲田川流域の石井、来栖、それと稲田地区に隣接した地域であれば、事業区域に加えることは可能だと考えられます。今後事業成立の可能性や事業の早期着手等を懸案しながら、地元の要望とあわせ、事業区域を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 稲田川でやるの。もうちょっと広めて、涸沼川にする、水系でしょうよ。そういう形にすれば、もっと広範囲に、やんなかったところももう入れるんじゃないの。その辺は県との調整というのはしているのかな。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 涸沼川も当然でございますが、涸沼川だとかなり広範囲に水系がなります。現時点で考えているのは、耕作する水系、耕作水系ということで、稲田川を中心に水系と定めて、事業区域を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） その稲田川水系といったらば、ある程度どこからどこまでというのが決まっちゃうんじゃないの。そうすると結構厳しいところも、さっき言ったように、他の地域からも耕作、基盤整備やらなかったって、上のほうができなかったという場所があって、それが今回入りたいと言っているわけですよ。できればお願いしたいという話なので、水系のことをしっかり県と調整してほしいんですが、どうですか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） ご要望は重々わかりますが、事業自体は10ヘクタール以上のまとまった土地であれば事業実施でございますので、現時点のその100ヘクタールを超える地域となると、かなり調整とかいろいろ大変な面もございます。

できましたらば、現時点の稲田川水系で事業の推進を図り、その他の地域につきましては10ヘクタール以上の土地がまとまるのであれば、そちらを別事業として事業を推進する

ことも可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 例えば、それが90、10ヘクタール未満だったら入れないということなんでしょう。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 10ヘクタールという基準、数字がございますので、未満であれば事業実施はできないということでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 入りたいとって、水系を考えてくれれば、稲田川と限定してしまうからそういう話になるので、涸沼川でやったらいいでしょうよ。それは調整できないの。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今計画している地域に隣接する地区で、希望するのであれば、それは含めることも、あわせて検討をしていきたいというふうに思います。以上です。

○8番（石田安夫君） しっかりやってよ。県と話し合いをして、もうみんな、多分最後のチャンスだと思っているわけだから、しっかりお願いします。これ以上言ってもしようがないので、皆さんの意見の内容も全部知っておりますので、本当に県事業が成功するように私ども応援したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 今の最後の質問なんですけれども、質問というかご意見なんですけれども、事業区域を大きくすれば、それだけ事業費や期間も延びますし、また、地域の合意形成もとるのに時間がかかると思うんですね。

それで、地元がもしやる気があって、そこも加えていこうと、この水系でいこうというようであれば、事業区域に加えることは可能ですので、そちらも含めまして、地元と市と県とで協議してまいりたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） じゃ、最後にもう一言言うけれども、区割りすればいいんじゃない、地域地域で。言っていることわかる。来栖だったら来栖、石井だったら石井、稲田だったら稲田とやればいいでしょうよ。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 区域を例えば二分したり三分したりすることは可能でありますので、そちらもあわせて。

ただ、今のところは50ヘクタールで始まったものが、ここも加えてくれ、ここも加えてくれ、というようなことで87ヘクタールの計画となっています。その後にもまた、こちらも加えてくれ、こちらも加えてくれというようなご意見がありまして、現在100ヘクタールぐらいになっている状況ですので、それを進めるに当たって、やはり期間とか事業進捗の流れですとか、そういうのも含めて二つに割る。例えば、こちらを別事業としてやる、というのが事業効率が上がるというのであれば、そのような形にすることも可能ですので、その辺は協議していきたいと思っています。

○8番（石田安夫君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 8番石田安夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時10分より開始します。

午前10時56分休憩

午前11時15分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、16番横倉さん君の発言を許可いたします。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

まず、消防団の充実強化について伺います。

消防団への受令機の設置状況はどのようになっているか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

消防団への受令機の設置状況でございますが、受令機は、団長、副団長及び本部員に携帯型の受令機を1機、それと、分団の車両でございます、車両に車載型の受令機を配備してございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 受令機、今度、分団の統廃合がありまして、余分になった分があると思うんですが、その分をまた分団員の増設ですか、受令機の分団への増設を求めますが、見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） ただいまのご質問ですが、本年4月1日より、消防団の統合がされます。統合に伴いまして、今まで使用していた携帯型受令機13機が不要となりますので、市街地及び準市街地等の人口密集地の分団を優先的に配備するよう、消防団と調整し、有効活用するよう検討してまいります。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉きん君） 受令機は13分団に、市街地を中心にとということで、配付をしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、新たに緊急時の命令伝達といたしまして、携帯eメールがあります。これは分団長と副分団長の2回線が配備されていますが、緊急指令が入っても、状況によっては配信できず、おくれることがあります。回線をふやす必要があるという声が出されています。分団員への配線の増設を求めますが、見解を伺ひます。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 現在、消防団への火災出動指令につきましては、電話回線での順次指令、それとインターネットのeメールで指令を行っているところでございます。

現在のeメールの指令枠というのは、消防団幹部のほか、各消防団の分団長と副分団長でございます。複数の団員が同時にeメール指令を受信することは可能でございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 複数ですということですが、今やはり指令を受けて、2回線ということですが、分団長と副分団長ということですが、これも火災は初期消火が非常に大切であります。緊急出動こそが命の消防分団ですよね。このような体制では、そういう市民の生命・身体・財産を守るといふ点では支障があつてはならないと思ひますが、今の状況については、その分団員の要求もありますけれども、その点、もう一度増設はできないかということで見解を伺ひたいと思ひます。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） eメール指令装置というのは、出動指令に連動しまして、茨城消防指令センターから、メールによって出動指令を発するものでございます。順次指令の場合は、電話回線でございますので、その回線枠というのが決まっております。eメールにつきましては、回線枠が決まっておりますので、これにつきましては増設する、ふやすことは可能でございます。検討してまいります。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 携帯のeメールのほうの増設、ぜひ検討してふやしていただくようお願ひいたします。

次に、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防団強化法が制定されました。これを受けまして、平成26年2月に消防団の装備の準備基準が改正されました。この改正により、市町村においては改正された装備の基準のとおり、消防団員の安全確保のための装備等を充実する必要があるとしています。

県は、市町村が行う安全装備品の購入に要する経費の一部を助成する事業を、今年度までの事業として取り組んでいます。トランシーバーの配備、それから救助用半長靴、救命胴衣の整備状況はどのようになっているか伺ひます。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防団へのトランシーバー、救助用半長靴、それと救命胴衣の配備状況でございますが、トランシーバーの配備につきましては、現在、団長、副団長、本部員に各1機、それと各分団に2機貸与してございます。平成28年度及び平成29年度に、茨城県消防団充実強化推進事業補助によりまして、2カ年で92台のトランシーバーを購入しております。

平成30年4月の統合後に、各分団に2機ずつ増設貸与する予定であります。各分団につきましては、合計4機の貸与となります。消防体制の充実につながると考えておるところでございます。

それと、救助用半長靴でございますが、笠間市消防団は安全性を重視するために、編み上げ靴を全団員に貸与しております。救命胴衣につきましても、各分団に5着ずつ貸与しておりますので、十分行き渡っているかと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ありがとうございます。

次に、消防署員の充足率の状況はどのようになっているか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防職員の充足率につきましては、国が消防施設整備計画の実態調査によりまして、3年に1度統計調査を行っているものでございます。基準となりますものは、国が示す消防力の整備指針に基づきまして、市街地等の人口をもとに、消防車両基準数、防火対象物数、危険物施設数等により算出するものでございます。また、地域の実情に即した適切な消防体制をするものでございます。

国が公表しております消防職員の充足率につきましては、全国平均が平成27年度調査では、77.4%、茨城県の平均は77.8%、笠間市は71.1%であります。現在の体制で市民の安全・安心を守る体制を維持するとともに、士気旺盛な消防職員ばかりでございますので、支障はないと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今、充足率が国と県と笠間市ということで、問題はないというご答弁でありましたが、これは71.1%といたしますと、やっぱりかなり低い状況ではないかということを感じるわけです。

そういうわけで今回の分団の統廃合、統合再編によっては、分団によっては、所管範囲が広がり、出動回数も増え、分団員の負担が大きくなることが予想されると思います。今回、この充足率71.1%の、それをしっかり補佐しているというのが、やはり消防分団の出動ではないかと、役割ではないかと思えます。その点で、分団員の出動手当の増額を求めますが、見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防団員の出動手当の増額でございますが、これにつきましては、国からの地方交付税参入枠が7,000円となっております。交付税の積算根拠でございますが、人口10万人で、分団数15個分団、団員数570名で計算されております。

対する笠間市は、人口7万5,518人、分団数が43個分団、団員数717名でございます。平成28年4月1日現在、茨城県内の1回当たりの出動手当の平均額を見ますと、火災出動が2,618円、風水害の出動が2,627円、各種訓練、これが2,106円となっております。

笠間市におきましては、一律2,000円となっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 分団数とか、人口で10万とかということですが、やはり7万5,000人ですか、笠間市は。そういう中で、この出動手当、いつ決められたものなのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 出動手当の額につきましてでございますが、これにつきましては、ちょっと今、資料が手元ございません。

それと、分団の報酬額、年間の報酬額は平成21年4月1日に改正してございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今、この消防団強化法というのが、東日本大震災という未曾有の大災害を初め、各地に頻発している地震や局地的な豪雨などの災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための地域防災力の強化を目指して制定されました。

国・地方自治体の責務が問われています。消防団の処遇改善も求められています。消防団を地域防災の中核に据えているわけです。消防団の強化をいいながら、待遇は旧態依然。今、待遇では平成21年ということですが、この消防団強化法というのは平成25年にできているわけです。

それとまた、待遇改善についても、待遇、消防団員のなり手が大変厳しいという中で、やはり処遇改善は必要だということが消防強化法の中にもうたわれております。そういう点でぜひ今の状況ですと、もう随分たっているわけですよ。まだ、いつ決まったかということが答弁されておられません、今の状況の中で、やはり消防団の果たす役割は大きいわけです。

そういう中で、自分の仕事を持ちながら、地域防災の担い手として地域に密着して活動しているわけです。住民の安全と安心を守るという重要な役割を持っています。もう一度この手当については持ち帰って検討していただけないか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 議員がおっしゃいます消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これを受けまして、消防団の装備の基準が平成26年2月に改正されております。これに伴いまして、当消防団のほうでも安全性を確保するために通信機器、それと装備の面を充実しているところでございます。

議員がおっしゃる出動手当につきましては、県内の平均を見ましてもさほど、といたしますか、笠間市消防団の出動手当が2,000円ですので、差が少ないと思いますので、現在のまま維持していきたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今のままという答弁でございました。しかし、やはり地域における防災活動の大きな担い手ですので、これから、いますぐというわけには、今の答弁からしますとなかなか検討はされないということですが、ぜひ私はやはり費用弁償、今、火災になっても、この火災や災害というのは時間を問いません。夜中にあっても地元の消防団員は、消防署員が帰ってから片づけをしますと、何時間もかかるわけですね。半日もかかる場合、1日もかかる場合、そういう中での2,000円というのは余りにも低いんじゃないかということで、意見として強く待遇改善を求めて、これは質問を終わりにして、次の質問に進みます。

次に、子どもを産み育てやすい環境を整えるための施策について伺います。

日本は、先進国の中でも子どもの貧困率の高い国として知られていますが、対策が進んでいません。地方自治体には住民の福祉を増進させる責務があります。将来を担う子どもの健やかな成長を保障する対策は待ったなしです。実態がわからなければ、適切な対応はとれません。子どもの貧困の実態を把握し、対策を講じることをすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 16番横倉議員のご質問にお答えをいたします。

子どもの貧困の実態把握と対策をとということでございます。平成28年、厚生労働省の国民生活基礎調査におきまして、世帯の可処分所得、いわゆる手取りの収入でございますが、その貧困線ということで122万円を基準としております。また、17歳以下の子どもの貧困率は13.9%ということで発表をしております。

本市におきまして、子どもの貧困の状況で考えられますものとしたしましては、まず、生活保護世帯の18歳未満の子どもでございますけれども、2月1日現在では48人。また、本市におけます就学援助費を支給している児童生徒の数、やはり同じく2月1日現在でございますが、要保護認定児童生徒は25人、また、準要保護認定児童生徒は535人という状況となっております。

対策でございますけれども、本市におきましては、子どもの貧困対策事業について、各分野にわたって実施をしております。一つには、生活支援といたしましては、生活困窮者自立支援法に基づきます自立相談事業、また、母子・父子自立支援員の配置。

次に、教育支援といたしましては、就学援助費の支給、生活困窮者世帯等への学習支援、また、ソーシャルワーカーの配置。

さらに、就労支援といたしましては、保護者の就労に有利な資格を取得できるよう、就

業期間中の訓練費用等を補助いたします母子・父子家庭等高等職業訓練促進事業。

さらに、経済的支援といたしましては、児童扶養手当の支給、医療福祉支給制度、いわゆるマル福の市独自助成等々を実施をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ありがとうございます。調査としては、具体的に今いろいろな施策をやっておりますが、やはり、現在貧困率は6人に1人から、今度は下がりました13.9%ということで7人に1人ということですが、全体的に貧困というか、そういう所得が下がっている中で夏休みが終わったら体重が減っている、そういう児童生徒がいるということが聞かれております。

ですから、今いろいろな施策、幾つかの施策が述べられました。しかし、この貧困の中身ということが本当に、実際どうなっているかということで、経済的な指標のほかに、年齢に応じてちゃんと、自分の勉強机があるとかか食事が毎日とれているとかか、いろいろそういういわゆる物質的剥奪というか、年に旅行はしたことがあるとかか、そういう物質的な指標というのがあるわけですので、経済的、総体的その指標のほかに、やはり物質的な年齢に応じた、普通の子どもたちがしているようなことができているかどうか、そういう調査が必要ではないかと思いますが、その点での見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） ただいま調査が必要ではないかというご質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、生活支援、教育支援、就労支援、経済的支援において、子どもの貧困対策事業を市といたしまして実施をして対応してございますので、今のところ、現在、市独自の実態調査の実施については考えておりません。

しかしながら、県におきましては、新年度、子どもの置かれている経済的な状況や健康の状態などを把握するための実態調査を、いわゆる子どもの貧困に関する調査を行う予定とされてございますので、国の動向はもちろんのこと、県の動向についても注視をしております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ぜひ注視をして、子どもの大変な状況から、やっぱり貧困の連鎖を子どもにさせないという立場から取り組んでいただきたいと思います。

今、政府はことし10月から3年かけて、段階的に生活扶助費を現行より最大5%、平均で1.8%、総額では160億円も削減する予算が提出されております。国会でも審議されておりますが、この予算案が通ることによって、生活保護世帯の約7割が減額になるとしてまいります。

国の生活保護基準の切り下げの影響をどのように捉えているか、また、笠間市にとってはどういう状況になっているか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 現在、国におきまして、生活保護基準の見直しが進められております。見直される新基準につきましては、本年10月から激変緩和のため3年間をかけて段階的に実施することとされてございます。

しかしながら、国の正式な基準改定の通知はまだ発出されておりませんが、国において、モデルケースの数パターンについて増減額が公表されておりました。今回の見直しは、地域ごとの消費実態と格差の解消を図ることから、本市が属します地方部であります3級地-2という区分におきましては、ごく一部のパターンを除いて、おおむね増額となるという見込みでございます。したがって、生活保護基準の見直しによる影響は本市ではないものと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 一部のところということなのですが、その点で伺います。

子どもの生活扶助費、児童養育加算や母子加算では、夫婦と子ども、小学生・中学生の子ども2人、4人家族の世帯で減額になるのではないかとと思いますが、その点ではどうでしょうか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 生活保護費の中の母子加算が減額になるのではないかとということですが、この母子加算等につきましては、児童養育加算が3歳未満で1万5,000円から一律1万円に減額になり、また、母子加算が平均月額2万1,000円から1万7,000円に減額になるということですが、しかしながら、それ以上に生活扶助の増額の幅が大きいということもございまして、総額といたしましては増額ということになるわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、生活保護の基準の中で、級地ということで取り上げておりますけれども、笠間市は先ほど申し上げました3級地-2ということですが、今回の改正の中で、東京の23区あるいはその周辺の都市部におきましては、1級地-1ということで、その辺の減額がありまして、3級地-2については増額という状況が見てとれますので、この辺につきましては、先ほど申し上げましたとおり、母子加算等の減額がありましても、生活保護費全体としての影響はないものというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） わかりました。笠間市では減額はないということですが、生活保護基準の切り下げですと、やはり社会保障全ての施策に影響が及びます。生活保護基準の削減計画の中止を、笠間ではないけれども、7割の人が減額になるということですので、中止を求めることを国に働きかけていただきたいと思っております。

次に、部活問題について伺います。

学校の塀などにたくさんの大会出場成績が張り出されているのを見ますと、中学校では部活動が活発に行われていることが伝わってきます。子どもの成長にとって、中学校にお

ける部活の目的、意義はどのように捉えているか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 16番横倉議員のご質問にお答えをいたします。

部活動の目的、意義につきましては、中学校学習指導要領総則に、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであって、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的意義を有するものとされ、学校教育活動の一環としての役割を果たしていると位置づけされております。

部活動は、一つの能力を高めるためのさまざまな過程を通して、学校の授業や学校行事等では得られない貴重な経験ができる場でもございます。部活動に参加することで、目的意識を持って充実した学校生活を送るとともに、多くの仲間と協同活動を通して、社会性や公共心を育むことができることに意義がございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ありがとうございます。部活動が子どもの健やかな成長を、本当に意義があるものだということが述べられました。

そこで、部活動の生徒の費用負担はどのようになっているか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 部活動における保護者負担額は、部費と用具代等がございますが、運動部と文化部の違いや競技種目などによって大きく異なっております。

3年間の保護者負担合計額で最も少ない部活は文化部で、5,000円程度でございます。多い部活は運動部で、用具代を含め約20万円程度でございます。平均すると、3年間で約7万円という状況になってございます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 費用負担にも大きな幅があります。しかし、子どもたちにとっては、費用負担が重いために、入学時の説明会のときに、こんなにかかっては部活は無理だという保護者の声があるように聞いています。経済的な理由で子どもたちが部活のすばらしさに触れる機会を奪うことをしてはならないと考えます。就学援助の対象費目に部活を入れるべきではないか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 就学援助につきましては、市の規定に基づきまして、単独で補助金を支給しておりまして、今年度から新入学学用品費を国の要保護児童生徒援助費補助金の単価額にあわせて、小学校は1万9,900円から4万600円に、中学校は2万2,900円から4万7,400円に増額をしているところです。なお、支給時期も、これまでの入学後の7月から入学前の2月に早めたところでございます。

また、児童生徒全員が対象となる校外活動費や修学旅行費について、国の基準では限度額が定められておりますが、市では上限額を設けず、準要保護者全員に実費支給としていくところがございます。一部の生徒が対象となる部活動費については、現在、対象費目にすることは考えてございません。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今そういうことですが、これは教育の一環だと思います。そういう点ではやはり必要な、子どもたちがやりたい部活に入れるように、これからの検討課題とさせていただきます。

次に、原子力災害広域避難計画について、伺います。

昨日も石松議員のほうでの質問がありました。いろいろな配慮をしていただきました。ダブる点についての、私も質問項目が多いものですから、途中、全部できなくなってしまうかもしれません。ご了承をお願いいたします。

先日、原子力災害広域避難計画の説明会に参加してまいりました。まず、原子力災害広域避難計画策定に際しましては、栃木県の避難受け入れ自治体の避難所の決定などの作業を含め、市長を先頭に、笠間市の職員を初め関係された方々のご苦勞は、察するに余りあると思います。この計画はまだまだ、見直し、調整、検討の必要な未完成のものとして理解しました。

私も広域避難計画の対象区域の住民として、この計画を読み、いろいろ考えました。これからの避難計画の見直しに何らかの役に立つことを期待して、伺います。

第一に、福島原発事故の経験では、飯館村のように50キロ圏まで風に運ばれて放射性物質が飛んできました。飯館村は避難先になり、多くの人たちがそれを知らずに避難し、村民と一緒に被曝しました。その後の状況は、皆さん既にご承知のとおりですが、この避難計画は、30キロ圏内を対象になっておりますが、この福島原発事故の実態とかけ離れており、合理性、実効性に欠けているのではないかと考えます。ご見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

福島第一原発事故の経験を踏まえた計画についてでございますが、原子力災害に備えた防災対策に講じる重点区域の範囲につきましては、東京電力福島第一原子力発電所以前の事故以前につきましては、原子力発電所から8キロメートルから10キロメートル圏とされていたところがございます。この範囲を超えて避難等が必要になったということでございます。

この教訓と国際原子力機関の国際基準のほうも参考といたしまして、現在の原子力災害対策指針におきましては、おおむね30キロメートル圏に拡大したところがございます。これに基づきまして、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画も、原子力発電所から

おおむね半径30キロメートル圏の範囲ということで策定することになっておりますので、本計画につきましても、範囲につきましては、避難計画の区域として設定をさせていただいたところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 福島第一原発事故で放出された放射性物質の8割が季節風に乗って海上に運ばれたといわれています。3月12日に第一号炉が水素爆発を起こし、13日には3号機、2号機がベント作業を実施し、放射性物質を放出しています。そのために、3月13日、原発から100海里、約185キロ沖でトモダチ作戦を展開していたアメリカ軍空母ロナルドレーガンが放射性ブルームに包まれ、作戦に従事していた兵士が不幸にも被曝してしまいました。そのうちの何人かは被曝が原因で亡くなっている、という深刻な事態になっております。

このように事故時に放出された放射性物質の挙動の実態を見ますと、放射性物質は30キロ圏を越えて、遠く運ばれて住民を被曝させ、生命、身体及び財産に大きな影響を与えるおそれが十分にあると考えられます。そうしますと、30キロ圏内に限定されたこの計画の想定が根底から覆ってしまいます。計画の合理性、実効性を確保するために、今後のご検討をお願いして、次に進みます。

今回の避難計画は、自然災害などとの複合災害を想定していません。また、国民保護法に示されている災害は、県地域防災計画（原子力編）の規程を準用することを明記しています。今後の検討、計画化はどのようになっておりますか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 複合災害についてでございますけれども、昨日、石松議員のほうの答弁もさせていただきましたけれども、複合災害につきましては、地震、火災、豪雨等多種多様な災害が見込まれますことから、まず、単独する事故を想定して、基本となる避難計画を策定させていただいたところでございます。

ただし、原子力施設におきましては、複合的な要因によりまして発生することも予想されますので、今後とも複合災害につきまして、さまざまな角度から検証、検討を重ねながら、計画の内容について充実に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 複合計画の中に、やはり国民保護法に示されている災害も検討の対象にしているのか、まず伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） いろいろな部分が想定されておりますので、そういった部分について、これから検討課題ということで考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉きん君） 次に、この計画では、緊急モニタリングの結果、放射性物質に汚染されたことがわかった時点ということです。この放射性物質がわかった時点というのは、もう放射能が出ていて、そこで何らかの時間が経過した後なんですね。そういうことは、既に被曝しているということになります。実効性に欠けるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 緊急時モニタリングの結果時点での被曝の状況についてでございますけれども、国・地方公共団体・原子力事業者及び関係指定公共機関につきましては、警戒態勢におきまして緊急時モニタリングの実施の準備を行い、放射性物質が放出されていない段階での施設敷地緊急事態におきまして、国は地方公共団体の協力を得まして、緊急時モニタリングセンターを立ち上げまして、モニタリングを開始する等の初期対応を行うこととされてございます。

このことから、放射性物質が放出される前から屋内退避などの準備行動が行われ、放射性物質が放出された後は、直ちに屋内退避及び避難及び準備を行うことになることから、汚染される前に屋内退避や一時移転、避難の判断がされるので、既に被曝しているということにはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 避難計画の基本は、住民の被曝をどのようにして防ぐかにあると思います。その意味では、計画のスタートからの役割をぜひ果たして、これは問題があるのではないかと感じているところです。

次に進みます。

住民の被曝を防ぐための具体的な対策について、何点かお伺いします。

屋内退避時の住民の被曝、外部被曝・内部被曝を防ぐための技術基準はどうなっているのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 技術基準でございますけれども、原子力規制委員会の原子力災害発生時の防護措置の基本的な考え方につきましては、原子力発電所から距離の離れたUPZ圏内におきましては、吸入による内部被曝のリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をすることを基本とすべきであるというふうにされているところでございます。

室内に放射性物質を取り入れないために、機密性や遮蔽性の確保をすることは重要でございますが、技術基準はございません。

原子力規制委員会の試算によりますと、屋内退避による吸入による内部被曝を、木造家屋においては4分の1程度、機密性の高いコンクリート建屋のような施設におきましては、20分の1程度に抑えることができるとされているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 福島原発、今、木造で4分の1とか20分の1とかということが言われました。福島原発事故では、木造家屋に屋内退避した場合、被曝線量は2割程度減っただけです。被曝量を大幅に減らすための拠点避難所をやっぱり、年間1ミリシーベルトを超えないように、放射線防護の能力を持ったものにすべきではないかと思います。そのための技術的検討を求めて、次に移ります。

放射線に感受性の高い妊婦、子どもを放射線から保護するために、どのような対策をとるのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 放射線に感受性の高い妊婦、子どもを放射線から保護するための対策でございますけれども、この方々につきましては、笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランのほうにおきまして、災害時の避難行動要支援者に当たります。

妊婦や子どもにつきましては、原子力災害のみならず災害全般におきまして基本的な行動としまして、一般の方よりも一段階早目の避難行動等をお願いしているところでございます。原子力災害におきましても、事故の進展情報を冷静に把握していただきつつ、放射性物質の放出前の段階から屋内退避や避難の呼びかけをしていくこととなります。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 子どもや妊婦は成人よりも3倍とか10倍被曝を、感受性が高いわけですから、そういう点からも特に配慮のある対策が必要かと思えます。

年間1ミリシーベルトを超えないような技術的な基準を決めるなど、さらに実効あるものに高めていただくことを求めますが、その辺の見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 技術基準、防護措置についての技術基準につきましては、原子力規制委員会、それから原子力防災を担当しております内閣府の原子力防災担当等々と協議を進めているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ぜひ十分な対策を講じていただきたいと思います。

次に、重症患者、定期治療者、在宅酸素療法治療者、人工透析治療者への支援対策はどのようになっておりますか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 重症者や人工透析患者などの支援でございますけれども、笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランにおきまして、避難の支援に当たっていくとされております。

現在、この方々が避難する際の移動車両の想定と必要台数について算出しているところでございます。算出した結果をもとに、茨城県に対応車両を要請することとしておるとこ

ろでございます。

また、病院につきましては、あらかじめ避難受け入れ先を選定しておくこととされておきまして、今後、受け入れ病院の選定がそれぞれ進んでいくものと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 重篤にならないよう、また関連死に至らしめないように、対策をとっていただきたいと思います。

次に、市民の放射線被曝を防ぐため、防護具、放射性物質の吸入を防ぐ防護マスク、衣類等に放射性物質の吸着を防ぐかっぱ、帽子や靴カバーを配布すべきではないですか。子ども用の防護具はあるのか、伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市民の被曝を防ぐ防護服等の配布についてでございますけれども、防護服は戸外におきまして原子力防災活動を行う人が内部被曝や身体汚染を防止するために着用をするものでございます。

避難は、放射性物質に汚染される前に行われるものでございまして、子どもについては、災害時避難行動要支援者であることから、一段早い退避ということになります。したがって、防護服を着用しての避難は考えていないことから、防護服を配布するということは考えていない状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 原発事故、放射線が出ないうちとか、ということもありますが、やはり原発事故に起こる市民の放射線被曝を防ぐためには、防護服は個人の責任によって調達するのではなくて、行政の避難対策として取り組むべきではないかと思えます。

次に移ります。

市民の誘導に当たる人、環境の放射線量を測定する人、消防署員、市役所職員、教員や医療従事者、福祉従事者など、避難がおくると予想される人たちの被曝防止対策はどのようなになっているか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市民の誘導、環境の放射線量を測定する人等の被曝対策でございますけれども、現在笠間市におきましては、防護服やそれに伴うマスク・手袋・足カバー等の装備関係といたしまして1,500着、その他、個人放射線量や各種放射線量率測定器等の器材を確保しておきまして、市役所消防本部におきまして備蓄をしているところでございます。

また、毎年、内閣府主催で開催されております原子力防災の研修に担当職員を出させております。今年度につきましては、7月27日にひたちなか市で開催されました県原子力防災基礎研修に参加させまして、原子力防災火箱防護の考え方、放射線測定器の取り扱い実習、防護服等の取り扱い要領等の研修を受講させております。

今後につきましては、公益社団法人茨城原子力協議会が主催いたします講習会を開催し、職員等への原子力や放射線の基礎知識の習得に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） こういう方たちの個人の被曝線量計を持たせる計画はあるのかどうか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 被曝線量計のほうにつきましては、備蓄していますので、個人に持たせる考えはございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） こういう人たちは、放射線従事者に準する扱いになるのではないのでしょうか。健康診断等を定期的実施する計画を持っているのか見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 職員の健康診断でございますけれども、放射線事故があった場合につきましては、健康診断等については検討してまいります。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 次に、避難行動の問題について伺います。

自家用車の運転は不安だとか、したくないという声が少なからず耳に入ります。なぜ自家用車なのか、自家用車で移動は円滑に実行できるのか、駐車場の確保はどのようになっているか伺います。

雨だったり、夜とか、積雪が多くて車が運転できないということも、いろいろあります。そういう点ではどのようになっているのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 自家用車で円滑な移動、駐車場の確保でございますけれども、自家用車で避難につきましては、県が平成27年3月に策定いたしました原子力災害に備えた茨城県広域避難計画に位置づけられた避難の方法でございます。東海第二発電所周辺につきましては、全ての市町村が同様の方法をとることになります。

その理由といたしましては、被曝を防ぐ方法は、遮蔽、距離、時間の三原則といわれております。みずから避難できる方は、いち早く自家用車で避難すること、また、全住民がバスを利用することよりも、避難行動の要支援者をバスを利用して避難させるというような考え方がございます。一般住民の自家用車の避難でございますけれども、効率的な避難につながるというふうに考えているところでございます。

円滑に避難ができるかにつきましては、今後、東海第二発電所の周辺13市町村の避難計画を踏まえた上で検討していきたいというふうに考えてございます。

また、ガソリンなどの燃料に関しましては、その物資の所管省庁でございます経済産業

省のほうがあらかじめ燃料の調達体制を整備し、災害時には関係事業者と関係業界団体からの協力によりまして、供給を確保することになっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 自家用車を使えない人の把握はどのようになっておりますか。また、必要なバスの準備はできているのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほう、人数のほうにつきましては、要支援者避難のほうの計画の中で数字のほう、人数が出てございます。

バスのほうにつきましては、要支援者の部分につきましては、茨城県のほうで調達するということになってございます。

要支援者の台帳のほうの対象者といたしましては、高齢者のほうが5,442名、障害者のほうが2,425名、合計といたしまして7,867名という形で、今、台帳のほうの登録者になっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 時間もありませんので、ちょっと簡単に質問いたします。

避難退避時、検査場はいつ、どこにつくるのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 避難時の待機時の検査場でございますけれども、こちらのほうにつきましては、国の指示を受けて、県が設置することとされております。現在、県におきまして、検査場の候補地やスクリーニングの手順、必要機材等の検討が進められているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 次に、一時集合場所、避難所での問題について伺います。

1人当たりの面積、冷暖房設備、食糧の確保や健康管理など、避難所で避難者の関連死を防ぐために、どのような対策をとるのか伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 避難者の関連死の防止対策等でございますけれども、避難所1人当たりの面積、冷暖房設備、食品の確保、健康管理でございますけれども、1人当たりの面積につきましては2平米、冷暖房施設につきましては、設置されている避難所と未設置の避難所が混在している状況でございます。避難者の状況に応じて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

食糧の確保につきましては、基本的に笠間市が確保することになってございますが、不足する際には、避難の受け入れ先、国・県に支援を要請して確保に努めることとしてございます。

避難者の健康管理につきましては、必要に応じまして県と連携し、医師や保健師による

健康相談のほうを実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） この避難の面積なんですけど、福島原発事故の教訓を酌み取りますと4平米、2平米ではとてもだめだというのが教訓になっております。そういう点では、この避難場所の関係もありますけど、やはり4平米。福島原発事故の教訓を酌み取って、対策を進めていただくことを求めて、次に移ります。

次、飛ばしまして、一時集合場所、一時移転の滞在日数はどのように想定しているか、見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 一時集合場所、一時移転の滞在日数の想定でございますけれども、一時集合場所への滞在は、被曝の可能性を低くする観点から、日単位ではなく時間単位で想定していきたいというふうに考えてございます。

また、一時移転につきましては、避難判断による時間、放射線量率が比較的低い値であることから、1カ月以内を想定しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 1カ月ということによって被曝が少ないという、低被曝だということが言われました。この事故というのは、過酷事故によって放射能が高い、そんなに、という、その低い時点でやっておりますが、福島の事故から見ますと、低いというふうには言われないと思う、根拠はないのではないのでしょうか。

この1カ月たって帰る場所があればいいですけども、帰る場所というか、避難時のOIL2ですか、20マイクロシーベルト、時間当たりですね。この年間値に換算しますと、175ミリシーベルトに汚染されることになります。福島の避難基準、20マイクロシーベルトと比べても9倍近い高い値になってしまいます。放射性物質の半減期を考えますと、わずかに1カ月でそこまで下がることは考えられません。再検討が必要だと思います。

次に、最後に市長にお伺いします。

この避難計画を見ますと、30キロ圏内はもちろん、30キロ圏外の市民ですら、被曝するおそれがあります。住民の被曝を防ぐためには、まだまださまざまな課題があることがわかりました。

新規制基準は、原発の絶対安全を保障するものではないこと、また、新規制基準では、避難計画の合理性、実効性については、審査対象になっておりません。それだけ、新規制基準には、確立した国際基準を踏まえておらず、原子力基本法に違反しています。

事故後、これまでに5基の原発が再稼働しておりますが、電力会社は、避難計画とは別に、新規制基準の審査を通貨しただけで再稼働しております。避難計画の作成を地方自治体に押しつけるだけで、その内容については一顧だにされていない現状です。一企業の経営の安定のために、なぜ周辺住民がなりわいを失い、被曝など深刻なリスクを受け入れな

ければならないのか、私には理解できません。

市長は、東海第二原発の30キロ圏の14首長の一員として、東海第二原発の安全性を高める行動をされており、このことについては敬意を持つことにやぶさかではありません。市民の生命、身体及び財産を守る立場にある市長に、さらに踏み込んで行動していただくために、次の4項目について要望いたします。

規制基準に避難計画の合理性、実効性を加えるよう、国に要請していただきたい。

また、日本原燃に、事故時に放射性物質を放出させない対策をとること、これが講じられなければ、再稼働20年延長を容認しないことを申し入れること。

3点目では、安全協定で30キロ圏内の首長を加えるよう、日本原燃に申し入れること。

4点目では、東海第二原発の再稼働20年延長の可否を問う県民投票を行うことを県知事に要請していただきたいこと。こういうことを要望するわけですが。

○議長（海老澤 勝君） 横倉議員、時間になっております。

○16番（横倉きん君） 市長の見解を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 市長の答弁を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 4件のご要望につきましては、ご意見として賜っておきたいなと思っております。

それと、再稼働についてのご意見でございますが、現在、原子力規制委員会において、新規規制基準に基づいた審査が行われておりますので、コメントについては差し控えをさせていただきたいと思っております。

それと、議長、ちょっと時間オーバーしましたが、いいですか。

○議長（海老澤 勝君） 大丈夫です、いいです。

○市長（山口伸樹君） きょうの石松議員と横倉議員から、広域避難計画の件について、ちょっと私の考え方を申し上げさせていただきたいと思っております。

市では、災害対策基本法に基づいて、この広域の避難計画を現在、策定をしたわけでございます。市民の生命と財産を守るという観点で、私どもは作成をさせていただきました。横倉議員からは、職員の労を理解するご意見がありまして、大変そういうご意見をいただいたのはありがたいなと思っております。

いろいろ説明会とか、きょうの石松議員、横倉議員からも細部についてのご質問がありました。計画を作って、これが全て完璧だとは思っておりません。いただいたご意見をしっかりと受けとめて、実効性のあるものをつくっていききたいなと思っております。

自治体によっては、住民の意見を聞いてから作成をしていくというような自治体もございますが、私どもとしましては、まず計画をつくって、それを住民なり議会に示して、そしてご意見をいただきながら、よりよい計画にしていこうという判断で計画づくりを行っ

たところでございます。

いろいろこの計画づくりを含め、事故後の原子力対策について、国と県はいろいろな指示を出してきますけれども、財政的な支援を含めて非常に少ない。私はここに大変不満を持っております。もっとしっかり、やっぱり地方自治体、基礎自治体に支援をしていただきたいということも言い添えて、答弁にさせていただきたいと思っております。

○16番（横倉きん君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 横倉議員、ちょっとお待ちください。

先ほどの消防団への質問の中で、消防長より発言を求められておりますので、許可いたします。

消防長。

○消防長（水越 均君） 先ほどの横倉議員の、出動手当2,000円はいつ改正されたかというご質問でございますが、合併前は、旧笠間、旧友部、岩間地区、それぞれ違っておりましたので、平成18年3月19日合併時に、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の例によりまして、笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例を改正しまして、2,000円としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 以上です。

○16番（横倉きん君） 以上で終わります。

○議長（海老澤 勝君） 16番横倉きん君の質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後零時15分休憩

午後零時58分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開します。

7番橋本議員が退席しております。

次に、10番野口 圓君の発言を許可いたします。

〔10番 野口 圓君登壇〕

○10番（野口 圓君） 10番、公明党の野口 圓です。通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、「市長選挙に臨んで」と題しまして、4期目に挑戦する山口市長にお伺いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 野口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、4期目の挑戦を目指している中で、議会の多くの議員の方々からもご推薦をいた

できました。お礼を申し上げるとともに、気を引き締めて業務に当たり、選挙に挑戦をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご指導のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

我々自治体を取り巻く環境は、少子化とか人口減少とか、新たな時代に入っておるわけでごさいます、自治体間のさまざまな競争というのも一段と激しさを増しているような状況でごさいます。

私としては、他の自治体との競争に勝ち抜くべく、昨年立ち上げました市の総合計画、さらには毎年新しい施策なども加えながら、活力ある笠間市づくりに取り組んでいきたいなと思っております。また、私、質問事項にもありますように、今回、「原点」というテーマを自分なりに挙げて挑戦をしていきたいなと思っております。

私の政治家としての歩みももう28年目になります。今回挑戦するに当たって、私はなぜ政治家を目指したのか、なぜ県会議員になったのか、なぜ市長になったのか。行政としての本来のあるべき姿はどうか、市長という役割はどうかとか、なぜ合併に至ったのかと、そういう新たなスタートに立って、ゼロからの新たな気持ちで考え、問い直しながら歩んでいきたいという意味合いを込めて、今回「原点」という言葉を使わせていただきました。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 先に言われちゃったんですけども、この間、2月18日に山口市長の市政報告会がございまして、そこに参加させていただきました。このパンフレットを頂戴したんですけども、ここに五つの項目と、「原点」と大きく書いたのがありまして、この「原点」というのは、今のお話だと、スタートに戻って、自分が何のために市長になっているのか、何のために市政を改革しているのかという、スタートに立ってという意味に捉えたんですが、そのいわゆる「原点」というのは、そういう意味もあるんですけども、そもそも自分が要するにこの市政を目指し、政治家を目指したその原点にこういうものがあるという部分があると思うんですね。その原点の中身を本当はちょっとお聞きしたいと思っているんですけども。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをしたいと思います。

私は、政治家になった原点は、父の姿、背中を見て、政治家の家庭に育ったというのが一つの要因であると思っております。

それとあわせて、そういう環境の中で自分なりに政治家を職業として選んで、地域のため、世の中のために、なっているかなっていないかは別にして、そういうことを思いながら政治家になったというような思いがございまして。

市長になったときにも、もともと県会議員から市長になろうと思って政治活動をしてい

たわけでは決してありません。合併という中で、自分の経験を新しい市のまちづくりの中で生かすことができたという思いで市長選に立候補したというような経緯もございます。

行政に携わっていて、行政のサービスというのは、一体どこまで、最近特にどこまでやっていったらいいのか、財政との絡みもありますので、行政が全て何でも応えていくことがいいのか、住民の自立というのも一方であるのではないかなど、そういうことを問いながら、行政サービスのあり方をどうしていこうというようなことも、今考えておるところでございます。そういうことを、一つ一つをやっぱり最初の原点の時点の自分の考えに戻って、新たな気持ちで次の選挙に挑戦していきたいということでございます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 大体わかりました。山口市長のこの12年間の活動を見ていますと、非常に行動的で、積極的で、すぐ実行するとそういう印象が強いですね。

岩間駅、友部駅、橋上化をしました。利便性が向上して、景観もよくなった。また、市民センターが、それぞれ岩間、友部、オープンしました。それから市民病院の移転、新築等、変化する笠間、充実する笠間を思う存分あらわしたんじゃないかなというふうに思います。

そこで、じゃ、次の4年間では、何かまた新しい施設とかそういったものを考えていらっしゃるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 基本的には、先ほど申しましたように、第2次の総合計画を責任者として自分で計画を立てたわけでありますので、それに沿ってまちづくりをしっかり行っていきたいというのが基本でございます。ハード面の整備というのは、一つには道の駅、もうスタートしておりますが、これの実現をしっかり行っていきたいというふうに思っております。

そのほか、いろいろそのときの状況によって変わることもあろうかと思いますが、ハード面の整備とあわせて、先ほど申し上げましたように、行政サービスというのは、どこまで、どうやっていくのが行政サービスなのか、住民の役割はどうなのか。住民の自立というものもまた考えていかなければならないわけでありますので、ハード面にのみこだわるわけではなく、そういうソフト面の施策もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。

市長は、市民との直接対話をずっと心がけられていて、市政懇談会みたいな、市民懇談会みたいな、そういったものを非常にたくさんずっとやり続けられてきました。その中で、

市民の苦情、市民の意見、そういったものに対して何か印象に残っているものがございましたらお話しいただければと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 毎年、市のほうで各地区で10回から12～13回、市政懇談会をこの12年間続けてまいりました。住民の意見を直に聞くという意味では非常に有効な方法なのかなと思って、現在も開催をしております。ご意見の中には、批判的なご意見も当然ありますし、好意的な意見もございます。私にとっては、ある意味、役所の中だけでは聞けない本当の住民の声を聞く機会でありますので、非常にありがたいなと思っております。

また、そのほか、自分の公的な活動だとか私的な活動の中で、住民の皆さんといろいろな意見交換なりご意見をいただく機会がございます。一つ一つの意見、全て覚えているわけではありませんが、一番今まで感じましたのは、やっぱり合併当初の、住民が合併によって何がどうよくなるんだというような問いかけを、よく当時はされました。今はそういう意見はほとんどございません。

それと3地区の、やっぱりそれぞれ住民の考え方が違うということも、いろいろ意見交換の中で感じた一つでございます。12年たちまして、そういうこともかなりなくなってきたのかなというふうに思っています。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 市民の声を直接聞いて、その意見をできるだけ取り入れて市政に反映するという、すばらしい姿だと思います。

名宰相といわれるようなリーダーの方は、やっぱり人材を探して見つけ出して、それを引っ張り挙げて適所に配置するという、そういう能力を持った方であろうと思います。市長の場合は役所のリーダーなわけですから、その役所の中に人材が埋もれていないかどうか、部長ではないそれ以下の職員との直接対話みたいなそういったものは心がけられているかどうかをお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 700名の職員と全て意見交換をするという機会は、正直言ってほとんどございません。どうしても、秘書課とか部長とか課長との意見交換ということになるかと思えます。

ただ、これは私が提案したことじゃなくて、職員が提案してきた一つとして、月に一回若手の入庁10年以内ぐらいの職員が、モーニングカフェといって、朝食を食べながら意見交換する場というのが、約1時間ほどございまして、毎回5人か6人ぐらい職員が参加をしてくださっていただきました。ことしに入ってやっておりませんが、去年までやっていたと。そこで、いろいろな意見交換をできたのは、非常によかったなというふうに思っ

います。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 職員の要望でそういう体制になっているとすればしようがないんですけども、月1回の若手の職員との会食会、懇談会を催されているということなので。私がこのところしばらく感じることは、どうしても役所の業務というのは、管理業務というか、人に物を発注したり、それを買って管理したりする仕事が多中心になってしまって、現場の声、現場の雰囲気、現場の発想というものが、どんどん薄らいでいるように感じるんですね。

現実には、現場をどうするか、住民の住んでいる現場はどうなっているんだ、勤めている人たちの現場はどうなっているんだというのが、本当は発想の原点のはずなんですね。それが遠ざかってしまうということは、だんだんやっていることが、どんどん要するに離れていってしまう。ちぐはぐになっちゃう。それでは、要するに市役所の役目を果たせないようになってくると私は思っています。

現場に入る。職員も現場に入る、そして市長も現場に入るという方針を持たれたらいかがかなどというふうに考えるんですが、いかがでしょう。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 野口議員のおっしゃることは、現場をよく、しっかり把握しろということだと思います。

もちろん管理部門には管理部門の役割もありますし、行政サービスは末端まで、支所を含めていろいろな出先で住民との接点もあるわけでありまして、現場の重要性は私も十分認識をしておるところでございます。

現場にどう入っていくかというのは、仕組みというよりも、やっぱり長の心がけだというふうに思っておりますので、できるだけ現場に足を運んで、状況把握なり住民の意見を、また職員の意見を聞きながら、行政を進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） どうもありがとうございました。今おっしゃられたように市長も、現場を混乱させてはまずいんですけども、現場になるべく入って、その心がけを強く持っていくということで了解しました。ありがとうございました。最初の質問を終わります。

次に、教育長にお伺いします。

「中学校における歴史教育を問う」と題しまして、歴史教育について伺います。

私も、中学校、高校を出てから既にもう50年がたちまして、私のころは、中学校、高校で日本史の授業を取ったんですが、3学期の終わりになっても明治維新、大正デモクラシーあたりで時間切れになりまして、一番肝心なところは、「後で自分で読んでおけ」でおし

まいになったんですね。

これ、一番、要するに自分たちの、直接のこれからの人生に大事なものは、第二次大戦から高度成長、そして諸外国との関係性とか、そういったものを教わることが大事だったのにカットされてしまったと。

今の現在の教育では、こんなことはないだろうというふうには思うんですが、一応時間切れ、アウトという状態はあるのかないのかお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 7番橋本良一君が着席いたしました。続けます。

教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 10番野口議員のご質問にお答えをいたします。

時間切れということなんですけれども、かつては、確かに中学校もありました。社会科という教科は、地理と歴史と公民と、3分野から成り立っております。そして、地理が1年生、歴史が2年生、公民が3年生というふうになっておりまして、歴史の分野は内容が濃いんですけれども、そうしますと、2年生の終わりのころになってとても時間が足りなくなっていて、先ほど議員がおっしゃったような状況になっていたところがございます。

ただ、現在はその状況は変わっておりまして、今の時間配分でいきますと、1年生のときに地理と歴史を交互に履修します。そして、中学校2年生も地理と歴史を交互にやります。そして、1年生2年生が終わった時点で地理は全部終わります。歴史は最後に、先ほどありました近現代の部分が3年生の前半のところで行われるようになっております。3年生の6月までは歴史の勉強をいたします。そこでちょうど近現代史が扱われることになっております。

そして、それ以降、6月以降、7月から公民の勉強をするというような配列になっておりますので、今までのように、後でやっておくと、そういうような状況にはならないことをお伝えいたします。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 今回質問するに当たりまして、私、中学校の教科書を図書館で借りて読んでみました。数学、国語、理科、歴史、公民、地理の6冊ですね。読んでみて、非常にすばらしい内容だったので驚きました。

特に国語がすばらしかったですね。国語に取り上げられている例文が非常に内容が深く、哲学的で、それでいて多岐にわたって感動させるような、すばらしい文章が多かったです。

公民の教科書では、具体的に社会で起きているさまざまなトラブルとか問題を取り上げて、みんなで討論して結論を出していくというケースメソッドの手法が取り入れられていまして、ほかの教科でもそうですけれども、それぞれ自分の身に引き当てて考える。

設問も教科書の中であって、生徒たちに疑問を起こさせて、何でなんだろう、どうして

なんだろうという部分を起こさせて、解決のヒントもきちっと与えるという、非常に考えられて、しっかりつくられているなという感じがしました。

今度は歴史の教科書の件なんですが、私の教わったころの歴史とは全然違ってしまいましたですね。要するに全体の半分がもう現代、現代というか日中戦争、太平洋戦争から現代に至るまでが、50%を占めるぐらいの割合なんですね。古代から江戸時代ぐらいまでが、全部で50%と。大正までが50%。ですから、明治維新で終了できないようになっている。

わかりました。

それから、内容的にも深く掘り下げていて、第二次大戦のA B C Dラインの説間などもありまして、非常にいいんですが、やっぱりどうしても事件とか事実の記述にとどまっています、何で明治維新が起きたのか、何で第二次世界大戦が起きたのか、日中戦争が始まったのか、そういう原因とか理由は書かれていません。

今回、来年、教育基本法の改正に伴って学習指導要領が改正されます。この明治維新、日中戦争、太平洋戦争の起きた原因や理由については記載されているかどうかを教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） 野口議員、申しわけない。済みません、ちょっと最後、聞き漏らしまして、申しわけございません。よろしく願います。

○10番（野口 圓君） 要するに蘆溝橋事件があった、日本が満州から中国に侵入したとか、攻め入ったとかというのはあっても、何で日本の中で明治維新というそういう大改革が起こったのか、何で日本が金も大してないのに太平洋戦争を始めたんだという、その原因とか理由が書かれていないわけですね、教科書には。よく読みましたけれども書かれていません。

それは書けない理由があるのか、まだ、見解が定まっていないのか、よくわかりませんが、今回、指導要領が大幅に変わるという記事を目にしまして、大分そういう部分が改正されるんじゃないかなというふうに思いまして、日中戦争、太平洋戦争の起きた原因等の理由、説明が新しい指導要領で教科書に書かれるようになるかどうかということをお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 私、社会が専門でないものですから、ちょっと余り詳しくお答えできないところで、新しい教科書が出たところで採択のいろいろそういう協議をする中で検討していくということになるかと思っておりますけれども、ただ、やはり社会科、歴史の勉強も、どうしても暗記中心な感じというのがあったわけなんですけれども、これから先は、野口議員おっしゃったように、考える、議論する、そういう社会科になってきますので、その書かれていない部分をどう話し合ったり議論したりするのかという部分が、やはり

大事になってくるのかなと思います。

結論は出ないと思いますが、子どもたちが考えを持って、いろいろな教科書にある内容からこんなことを自分は考える、あんなことを考えるということが大事になるということは、これから間違いないところでもあります。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） あと、今、この北東アジアが世界の中でも一つのヒートスポットになっていまして、北朝鮮を中心として、日本、中国、韓国の間には歴史問題に引っかかりがあって、ぎくしゃくしたまんまです。盛んにヘイトスピーチだとか反日帝だとか、そういった話が飛び交っています。中国にとっても韓国にとっても、この100年、150年の自国の歴史は、屈辱に満ちたものであったらというふうに推測します。中国、韓国それぞれの歴史教育の中で、反日、抗日の感情が育って、そういう体制になっているんだというふうに考えます。

しかし、日本はさきの戦争で、もう二度と戦争は繰り返さない、起こさないと決意しました。中国や韓国と、また北朝鮮とも友好の道を選択しなければなりません。日本の歴史は、中国や朝鮮から漢字を学んだり、陶器づくりや建築技術を学んだりして、日本の文化をつくってきました。日本にとっては、中国や朝鮮は父の国であり兄の国であったわけです。来年度の指導要領では、この日中韓の友好を促進するようなものに扱われているかどうか非常に私は心配でなりません。まだ、改訂版は出ていないんですかね。あ、そうですか。じゃ、わからないですね。

先ほど教育長、教科書採択という話をされましたので、教科書採択の権限は笠間市の教育委員会にあるということで、採択権があるのであれば、日中韓の友好を促進する記述のものを選択していただけるようご配慮をお願いして、質問、終わります。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 次に進んでください。

○10番（野口 圓君） 一言いただければ。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 義務教育における歴史の学習というのは、社会科の学習ということで、先ほど、前に申しましたように地理と歴史と公民と、そういう学習を通して、これからの持続可能なよりよい社会をつくる国民を育てるという願いをもって成り立っている教科であります。そういう意味において、これからはしっかりとやっていきたいと思っております。

先ほど、最後の教科書の採択のことにつきましては、ご意見として伺っておきます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） では、3番目の質問に移ります。

「国民健康保険の税率改定について」、今回、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移行されました。初めに、新しい税率による世帯別試算の表をこの間いただきましたけれども、所得割別、それから世帯人数別でも、どの世帯も納める金額、料金が減っているんですが、これは国保分だけの試算なのか、それとも国保分、支援分、介護分を含めた合計の試算なのかをお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） ご質問にお答えします。

多分、議員のおっしゃっているのは、前回の全員協議会でのほうでお渡しした資料ということでしょうか。

○10番（野口 圓君） はい。

○保健衛生部長（打越勝利君） はい。その資料の中身は全てを網羅しているという形になっております。

○10番（野口 圓君） 全部が入っている。

○保健衛生部長（打越勝利君） はい。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。三つの合計という意味ですね。

それで、笠間市の現行の国保料金よりも、医療分では下がっているんですけども、介護分では、所得割、均等割ともに上がっていると。料率も上がっていると。これは理由はどういうことなのでしょう。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） そもそものところから説明させていただきます。

財政運営の主体である、今度都道府県という形になってくるんですが、国民健康保険事業費納付金と、あと、標準保険料等を提示されまして、今回、県に。市町村はそれに基づいて、保険料率をもとに過年度収入やそれぞれの市町村の状況を勘案して保険料を決定しております。

その市町村の状況というのが、いわゆる滞納繰越分の部分や過年度収入や、あとはマル福事業における国庫補助金のカット分を加味しまして、その税率を算出しております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 概略の話はわかりましたけれども、要するに介護分では値上がりしているというのはどういう理由なのでしょう。

○議長（海老澤 勝君） 保険年金課長田村一浩君。

○保険年金課長（田村一浩君） 医療分、後期高齢者支援分、介護分、それぞれありますけれども、県の中ではそれぞれ別々に必要保険料総額というものを提示しております。その必要保険料総額から、先ほど申しあげましたような過年度収入を差し引きまして、実際に賦課する税額が決まるわけですが、そこから算出した段階で、それぞれ医療分は

下がるような形、後期高齢者支援分は今までよりも上がる、介護分は上がるというような、算出した結果で増減が出たということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 介護分の要するに料金設定は、3年間変えないとかと書いてあるんだよね。これは先を見越してこういうふうに、僕は値上げをしたのかなというふうに判断したんですけれども、そうではないの。

○議長（海老澤 勝君） 保険年金課長田村一浩君。

○保険年金課長（田村一浩君） 介護保険分については第1号被保険者、高齢福祉課のほうで賦課しております介護保険料については、3年に1度の改定ということでございますが、国民健康保険については、これから毎年、県のほうから標準保険料率を提示されまして、毎年、税率のほうを検討していくというような状況になります。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。そうしますと、あと、市町村別の仮算定の表を、私いただきまして、税率も各市町村6.0%から8.4%までばらばらです。また、均等割も3万4,200円から4万8,835円まで、それぞれです。

各市町村の料金は、全部ばらばらなんですけど、これは、これから統一する方向に向かうのですか、それとも、ある程度の大ざっぱな県の基準にのっとって、その細かい部分の微調整は全部、各市町村ごとの別々の料金でいくのか、どうなんでしょう。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 一応最初に県のほうで数値的な部分を出しまして、それを各市町村に渡します。各市町村のほうで、市町村の状況を加味しながら、数字を出していくという形になってきます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ということは、ばらばらで、統一はしないという方向だということですか。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 今のところはそういう方向。将来的な部分で県一本化ということは理想的にはあるかもしれませんが、現行の段階では県のほうで算出した値に基づいて、各市町村の医療分だとか被保険者人数だとか、いろいろな状況を加味しながら、あとは一般会計から繰り入れしているような状況も加味しながら、各市町村で決めていくという形で今進んでおります。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。

各市町村別の仮算定の表を比べてみますと、笠間はちょうど中間ぐらいなんですね。安くもなければ高くもないという、中間あたりなので。

前にインターネットで調べたときに、笠間の国民健康保険は高いという表示が書かれていたのがすごく印象に残っていて、その後は、そのサイトはもう消えちゃったんですけども。この間をとっているというか、中間地であるということで、今回、国保の医療分が値下げになった。最終的に全部合計しても、値下げになるということで、いいのかなというところの判断であります。

これで、質問終わります。

次に、空家バンクについて、お伺いします。

さきに大関議員から、空家バンクについてもう質問があったんですけども、重ならないように質問をさせていただきます。

まず、空家バンク制度のそのものの概要をお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空家バンク制度でございます。

空家バンクの実績、それと、今後どういうふうにやっていくかというところで。

○10番（野口 圓君） 概要、概要。

○都市建設部長（大森 満君） 概要でよろしいですか。

○10番（野口 圓君） うん。

○都市建設部長（大森 満君） 空家バンクにつきましては、自分の空き家を売りたい、貸したい、もしくは借りたい、利用者。売りたい、貸したい方、所有者と、あと、借りたいという利用者があると思うんですが、その所有している空き家をバンクのほうに登録しまして、そのバンクに登録されたものに対して、借りたいもしくは利用したいという方も登録されまして、それを宅建の業者さんのほうの仲介をもとに、契約もしくは相談という形で進めていくようなものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） もっとまとめて、わかりやすく、みんなが、ああそういうことなのかというふうに説明してくださいよ。ちゃんとした立派なこれは制度なんだからね、自信を持って。

空家バンクの利用者の実績、そして、申し込み者数、空き家登録数、成約数、現在募集数をそれぞれお伺いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空家バンクにつきまして、今、野口議員のほうからご質問ございましたが、登録している物件に関しましては、2月末の現状でございますけれども、平成25年度からトータルしまして、79件の登録がございました。そのうち、今年度の2月末までに56件が成約してございまして、現在公開中の物件につきましては、19件の物件を公開してございます。

並びに希望者、買いたい、借りたいという方の希望者に関しましては、167名の方の登録

がございます。登録者に対しまして、登録物件が少ないというふうな状況になってございますけれども、今までに56件という成約が結果としてございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） インターネットで空家バンクと出すと、笠間が飛び込んでくるんですよ。申し込み者数が167、それから空き家の登録が79、成約数が56、現在募集19というのは、多いほうなんです、非常に数が。

全国の市町村でも取り組んでいるところが非常に少ないんですよ。茨城でも3カ所か4カ所ぐらいしかないみたいね。栃木県とか群馬県、ばらばらとあるんですけども、笠間が非常に、ここですばらしい取り組みなんですけれども、笠間市のホームページから、最初は笠間市のホームページを出して、私はこの空家バンクを検索しようとしたら、なかなか行き着かない。何課だったかなとか思い出しながら、課を出したり何だったりしながら、要するに空家バンクの項目というのはないんだよね。最初の画面とか次の画面で出てくる、それを何とか笠間市のホームページから、他県に住んだり他市町村に住んでいる方が、笠間市のホームページを見て、ああ、こういう空家バンクなんていうのがあるんだということを知って、それに検索できるようなふうに変えてもらいたいというふうに思っているんですけども、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 現在の笠間市のホームページ上では、議員おっしゃるとおり、上段に「まちづくり」というバナーがございまして、そこを選択していただいて、その後、「移住・二地域居住」とか検索していくと出ていく状況になってございます。

ただ、議員おっしゃいますとおり、なかなか検索しづらいという方もいらっしゃると思います。笠間市のホームページの中では常に、笠間市のホームページで検索するランキングの中でも、上位にこの空家バンクはございまして、その項目にも出てくる状況ではございますけれども、来年度組織変更をすることによりまして、移住・定住施策を担うまちづくり推進課のほうに、空き家推進室が統合されることとなりますので、移住・定住施策を含めまして、市の空き家政策をよりわかりやすくホームページのほうに構築するように、担当部署、広報戦略室のほうと協議を進めて、議員おっしゃるとおり、もっとわかりやすいそういったホームページのアクセスの仕方に変えていきたいというふうに思っております。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。ありがとうございます。

要するに、2年間でしょう、この空家バンクやっけて。3年、「3年です」と呼ぶものあり）3年。

この56という成約数はすごいですよ。恋人の何だっけ、何とかという出会いの催し物をやったって、56件もなんか成約しないですから。本当に笠間に人を呼ぶ、大きなツールに

なりますので、ぜひともわかりやすく、そして丁寧に。

非常に価格が安いらしいんだよね、笠間のほうがね、その賃貸物件にしる。人気があるようでございます。

それから、あと、危険な空き家の解体費用について、その制度と趣旨、それから実績をお伺いしたい。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空家解体撤去補助金の制度のことだと思います。これにつきましては、地域の居住地の環境の保全等々を改善するためにも、解体したいという方に対する啓発をするための補助金でございまして、実績につきましては、平成25年度にこの制度をつくりまして、平成29年、今現在、2月末現在でございますが、32件の解体撤去実績がございます。

補助金の金額につきましては、888万8,000円の補助金を支出している状況でございます。

それと、制度の内容でございますが、実際に解体する場合、一般的には100万円からの金額がかかるかなと思われま。いろいろな場合がございますけれども、そのうちの3分の1で、上限30万円ということで、平成29年度までそういった補助金で実施してまいりました。

あと、今後空家等推進協議会のほうの各委員さんからも、そういった解体事業に対する拡充等々を検討しろというお話もあるのと、あと、庁内の議論もした中で、来年平成30年度から、2分の1、実際にかかった費用の2分の1で、上限は50万円というふうに、拡充することで今進めてございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） そうすると、空き家で今は住んでいないと。危険な状態にあるというのが、要件になっているかどうか。要するに危険でない空き家もこの解体の補助が受けられるかどうか。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 笠間市のほうで条例等で、もしくは空き家のほうのそういった計画の中で、これは非常に危険だと、環境に即していないと。いろいろと項目がございまして、それは職員のほうで現地のほうに行きまして、確認しまして、それに合致したものについては、条例に基づいて空き家の対策というものを指導してございます。

その指導に当たった建物について、所有者が解体したいということであれば、この補助制度の対象になるという状況でございます。ですから、全て健全な建物も解体したいというものに対して補助するものではないです。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 危険でなければだめだということだね。わかりました。

こういう制度というのは、茨城県内他市町村ではどうなっているんでしょうか。あるの

かないのか。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 現時点では、本市、笠間市と龍ヶ崎市、この2市になってございます。

○議長（海老澤 勝君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） やっぱりこれも、非常に笠間の先進的な取り組みの一つなわけですね。

それで、こういうものを空家バンクにしろ、この解体費用の補助にしろ、もっとアピールしていただきたいんですよ。知らない人が多分非常に多いんじゃないかと。笠間市はこういう取り組みをしているんだ、こういうところに補助をつけているんだということが皆さんに知れ渡るように、わかりやすくアピールしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 10番野口 圓君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。2時より再開いたします。

午後1時47分休憩

午後1時58分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、3番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を得まして質問いたします。議長から、パネル掲示の許可をいただきましたので申し添えます。

まず初めに、大項目1、デマンドタクシーの運行改善で医療環境等の改善にを質問いたします。

デマンドタクシーは、市民の重要な交通手段として定着しております。そして、多くの市民に活用されております。まず、現在の活用の状況をお伺いいたします。

小項目1、デマンドタクシー利用者数、2016年、2017年、各1年間の利用者総数。利用者数の多い順に、上位3位の目的地別利用者数についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、デマンドタクシーの利用者総数につきましては、年度集計となっておりますので、平成29年度の数値が4月から1月末時点のものとなっておりますので、比較できるよう、前年度の同月末時点の数値を申し上げます。

平成28年度の1月末時点では、延べ4万7,475人となっております。

次に、平成29年度の1月末時点では、延べ5万1,164人となっております、平成28年度

と比較しまして、3,689人、7.8%の増となっております。

次に、利用者数の多い目的地でございますけれども、平成28年度、平成29年度ともに、1番が県立中央病院、2番が笠間ショッピングセンターポレポレシティ、これは、イオン笠間店でございます。

3番がわたなべ整形外科、これは友部地区の鯉淵地内となっております。

利用者数は、延べの乗降客数で、平成28年度が上位から6,309人、5,335人、1,949人となっております。平成29年度の利用者数は、上位から6,275人、5,895人、2,942人となっております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、小項目2に移ります。

デマンドタクシーの利用者数は昨年に比べて増加しているということがわかりまして、依然として市民のこのデマンドタクシーに期待する状況があらわれていると思います。

それでは、2番の福原、稲田、本戸、来栖、片庭、箱田、金井、飯田、大淵、大橋、池野辺地区から県立中央病院に行く際の現在の乗りかえ方法、また、各地点から到達するのに要する時間について、概略をお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 福原、稲田、本戸、片庭地区につきましては、笠間ショッピングセンターポレポレシティで乗り継ぎがございまして、到着までの所要時間は1時間から2時間の間となります。来栖、箱田、金井、飯田地区につきましても、笠間ショッピングセンターポレポレシティで乗り継ぐために、到着までの所要時間は1時間から2時間の間となりますが、一部の地域からは乗り継ぎなしの最大1時間で、県立中央病院のほうに到着をいたします。

次に、大淵、大橋、池野辺地区につきましては、乗り継ぎなしの最大1時間で県立中央病院のほうに到着いたします。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、旧岩間地区の上郷、下郷、市野谷、押辺、土師、吉岡地区から笠間地区の医療機関等に行く際の乗りかえ方法、また、各地点から要する時間をお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 上郷、下郷、市野谷、押辺、土師、吉岡地区からの笠間地区の笠間駅周辺に所在する主な医療機関に行く場合には、笠間市役所の本所で乗り継ぎがございまして、到着までの所要時間は1時間から2時間の間というふうになります。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のご答弁によりますと、幾つかの地区で乗りかえが必要な地区

がありまして、笠間地区、それから岩間からの地区ですね。その移動の際には、1時間から2時間の時間が必要とされるということをお聞きしました。

県立中央病院で受診される方というのは、診療受付時間が9時から11時30分ということになっておりまして、2科を受診希望の方は、診察受付時間の締め切りは11時というふうになっています。地域の利用者は、乗り継ぎ時間の短縮によって、到着までの時間を早めるための乗り継ぎ時間を少なくしてほしいと解消の改善を望んでおります。

2018年度施政方針で市長は、公共交通につきましても、日常生活における移動手段の確保が課題となる中において、デマンドタクシーかさまにおける乗り継ぎの解消など、利便性を高めていくとともに、持続できる公共交通のあり方についての検討、協議を進めてまいりますと、このように述べられました。

先ほど質問いたしました県立中央病院に行く際、笠間イオンのポレポレで乗り継ぎをしなければならぬ旧笠間地区の各地からと、旧笠間地区の医療機関等に行く際、市役所本庁で乗り継ぎをしなければならぬ旧岩間の地区からの乗り継ぎ解消、時間短縮に向けての取り組みがどのような状況になっているか、進捗状況をお伺いいたします。

昨年9月に私、同様の質問をいたしましたところ、これからも検討していきたいというようなお話がありましたので、進捗状況はどうなっているかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 時間短縮に向けた改善の取り組みの進捗状況はというご質問でございますけれども、市長の施政方針のほうで申し上げましたとおり、来年度平成30年度の乗り継ぎの解消などの利便性向上に向けまして、昨年から継続してエリアのあり方について、現在のところ、関係事業者との協議を進めている状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） これが実現できれば、笠間地区から県立中央病院や、それから岩間地区から旧笠間の医療機関に行く際に利用する関係者は、時間短縮になり、便利になります。

この実現ということなんですが、今のお話を私なりに解釈しますと、来年度中に実現できるように取り組んでいるというふうに解釈してよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 来年度中の、どのような形になるかはこれからでございますけれども、乗り継ぎ解消について実現するように、現在のところ進めているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今非常に前向きのお話がありました。これが実現しますと本当に

便利になりまして、関係住民の方は喜ぶのではないかと思います。この方向で実現に向かうことができるよう、最後の検討、調整をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございます。頑張ってください。

それでは、次の質問、大項目2に移ります。愛宕山、北山公園に観光バスの運行をに移ります。

今年の冬は雪が多く、寒い年でしたが、3月に入り、梅の花が香ばしい、かぐわしい香りを放ち、季節は確実に歩みを進めているのを感じています。

笠間市内には近隣市町村に比べても多くの観光名所があり、1年を通じてたくさんの観光客の皆さんが訪れています。愛宕山では、春は桜のまつりが開かれ、花見客が多く訪れ、愛宕山中腹に咲く桜を愛で、山頂の神社への参拝、ログハウスの利用、関東平野を一望に見渡す眺望に感動しています。冬には、関東の奇祭とも呼ばれる悪態まつりがあり、市内外、関東一円から観光客が訪れ、マスコミにも紹介され、注目を集めつつあります。

北山公園では、春には穴戸駅からの沿道には、桜並木に見事な桜が咲き、池の周りの桜、湿地帯には水芭蕉園があります。そして、去年はバーベキュー場がリニューアルオープンし、隣接地の北山不動尊と相まって、春、秋、冬の雪景色と一年を通じて地元住民、観光客の皆さんへの関心を高める場所になりつつあります。

観光地といいますと、旧笠間地区に関心が集まりますが、愛宕山、北山公園は、また、そことは一味違った魅力を持つ地となっています。この地を訪れる観光客はどの程度でしょうか。年間と、多い月と季節などについてご説明をお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

愛宕山、北山公園を訪れる年間及び季節ごとの観光客数について、お答えをいたします。区初めに、愛宕山につきましては、指定管理者の集計によりますと、平成28年度の観光客数は約2万7,100人となっております。季節ごとの観光客数といたしましては、あたご天狗の森スカイロッジと愛宕フォレストハウスの利用者を合わせまして、春、これは3月、4月、5月の三月でございますが、約8,300人、夏、6、7、8月ですが、これは約7,400人、秋、9、10、11月が約6,000人、冬、12、1、2月が約5,400人となっており、観光客数が最も多い時季になるのは、春の桜の季節となっております。

続きまして、北山公園でございますが、指定管理者の集計によりますと、平成28年度の観光客数は約17万3,000人となっております。季節ごとの観光客数でございますが、春、これも3、4、5の三月ですが、約7万5,000人、夏、これは6、7、8月です。約4万2,000人、秋、9、10、11月が約3万7,000人。冬、12、1、2月が約1万9,000人となっており、観光客が多い時季につきましては、愛宕山と同じく、春の桜の季節となっております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 愛宕山もそうですけれども、北山公園も季節ごとに観光のために多くの人が訪れているということがわかりました。

それで、愛宕山や北山公園について、第2次総合計画において、「観光・ハイキング・自然体験などによる交流の場として多くの市民や来訪者に親しまれており、これらの資源を活用したさらなる取り組みが求められている」とこのように記載されていますが、市として具体的な取り組みについては、どのような方針をお持ちでしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 第2次総合計画等の市方針と、愛宕山、北山公園における観光の振興についてのご質問でございますが、市の方針といたしましては、自然公園の保全及び活用として、市民の自然保護への理解を深め、豊かな自然環境を背景とした公園整備をするとともに、観光交流拠点としての機能の充実を図ることとなっております。

愛宕山・北山公園につきましては、ともに四季折々の景色や風景を楽しんでいただけるほか、バーベキューや宿泊も可能な公園となっており、観光やスポーツ、ハイキング、自然体験などによる森林レクリエーションや地域住民の交流の場として活用もされております。

愛宕山につきましては、トイレの改修を初め、岩間駅西側の道路整備に伴う誘導サインの整備をしております。今後多くの来訪者に安心してご利用いただけるよう取り組んでおります。北山公園につきましても、遊歩道やバーベキュー場及びオートキャンプ場の整備を実施し、市民の憩いの場として公園整備を進めております。今後も市内外の利用者の観光交流拠点として機能の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のご説明にもありましたように、愛宕山や北山公園に対するいろいろな整備が進んでいるということは、非常に喜ばしいことだというふうに思います。

そこで、岩間駅と愛宕山の間、それから友部駅と北山公園の間、笠間周遊観光バスの運行を行うことについて、どのような考えを持っているのかお聞きします。当面、季節限定のやはり春の時期、桜・若葉の季節、それと10、11月の紅葉の季節に、仮に週2回、平日と休日にでも観光バスを運行してほしいという市民の方の期待や要望がございます。

合併時の一時期に実施されて好評であったという話も聞いておりますが、私は具体的には見聞きはしておりませんが、そのようなお話もあります。実施の季節や曜日などを変えて、新しい企画で運行するということはどうなんでしょうか。高齢の方々、体の不自由なの方々、そして市内外のハイカー、観光客の皆さんに笠間を楽しむ機会を提供できるようになりますし、そのことによって、市民福祉と観光客誘致に有効な手だてになるのではないかと思います。これについて見解をお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 岩間駅と愛宕山の間、友部駅と北山公園の間に観光バスの運行をとのご質問についてでございますが、愛宕山につきましては、4月5月の愛宕山桜まつりや、愛宕神社の節分祭や悪態まつりなど、イベントや神事が開催されるときには、来訪者が多いものの、平成18年と平成19年に岩間駅から愛宕山の間で試験的に笠間観光周遊バスの運行を行いました。利用者が少ないために取りやめた経緯もあり、観光バスの運行を実施することは考えておりません。

愛宕山につきましては、岩間駅前の地域交流センター「あたご」が整備されましたので、ハイキングの活動拠点としてご利用いただき、ハイカーが自身の体力に見合ったハイキングコースを選択し、自然豊かな風景を楽しんでいただければと考えております。

また、北山公園につきましても、宍戸駅から北山公園にかけては、歴史ある寺院や桜並木、新緑、紅葉など、歴史や四季を感じることができますので、これも最寄りの駅からハイキングを楽しんでいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今の私の提案といいますか質問は、市民も望んでいる、いい提案ではないかなというふうに思っております。試験運行をしたときはまた状況も変わっておりますし、現在考えていないということですが、笠間観光周遊バス、それ以外の活用もあるのではないのでしょうか。

先ほど石田議員が、ミュージアム観光バスのことを取り上げましたけれども、その試験運行にも絡んで、検討もできるのではないかなど。さまざまな可能性を検討していただけるように、これは要望ですので、そのような要望をして、次の質問に移ります。

次に、大項目3、介護保険制度の改定による市民への影響と市の役割、これに移ります。

3年ごとに行われる介護保険制度の改定で、ことしは改定の時期に当たり、さまざまな改定が行われようとしております。これに関して初めに、昨年行われた法改定によりまして、小項目の1番ですが、介護保険被保険者等の保険給付の利用者負担見直しが行われまして、高額介護費が3万7,200円から4万4,400円に引き上げられました。高額介護費が引き上げられたことが、笠間市民には具体的にはどのような影響を与えているのかご説明をお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

まずもって高額介護サービス費でございますけれども、利用者がサービスを利用した際に支払います自己負担額が月の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度でございます。

昨年8月の高額介護サービス費の限度額に関する制度改正によりまして、市民税課税世帯で課税所得145万円未満の方の限度額が3万7,200円から4万4,400円に引き上げられた

結果、高額介護費の支給を受けられなかった方の人数としましては、38人でございます。

しかしながら、3年間の時限的措置ではございますけれども、限度額の引き上げによりまして、高額介護費の対象にならなかった場合でも、世帯の状況によりまして年間上限額が設定されてございまして、3万7,200円掛ける12カ月分、44万6,400円を超える場合には、その超えた額を支給することとしてございます。

それによりまして、毎月3万7,200円以上の負担のある方は、制度改正前の年間の負担総額を超えない仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、経過措置が3年あるということですので、3年を超えると負担増になるというふうになるわけですね。それでいいんですね。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 3年間の経過措置ということでございますが、3年後もまた、そういう措置があるかもございません。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） かもしれないということですが、現在の説明によりまして、3年を超えると、このままいくと負担増になるというふうな制度ですね。

それでは、次に、ことし8月から政府が導入しようとしている介護保険被保険者等の保険給付の利用者負担見直しによる3割負担の導入の内容及び笠間市民に予想される影響についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 利用者が介護サービスを利用した際に支払う利用者負担額は、所得に応じて、利用料の1割または2割をサービス事業所に支払うこととされておりまして、負担割合につきましては、合計所得額160万円未満の方は1割、合計所得160万円以上の方は2割とされてございます。

本年8月から導入されます介護保険の利用者負担割合の3割負担につきましては、将来にわたる介護保険制度の持続可能性を高めるといった観点から実施されるものでございます。3割負担の対象となる方につきましては、原則としまして、合計所得金額が220万円以上の方となります。これは、年金収入のみの方の場合に例えますと、年金を年額として344万円以上、月額に直しますと28万6,000円でございますが、これを受給している方が該当することとなります。

次に、該当する方の人数ですけれども、現時点での推計では、サービス利用者の約2.3%と見ておりまして、85人程度と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番(石井 栄君) そうしますと、この制度の摘要による影響を受ける方が85名、2.3%と、率としてや人数としては、そう多くはないというふうな印象もありますけれども、しかし、確実にサービス利用者に対して負担増がかかってくるということがわかります。

最初は1割負担、その後、2割負担になって、今度さらに3割負担が導入されようとしているということがわかりました。

それでは、次に3番、要介護状態区分で、要支援1から要介護5までの方が市内には何人ほどいるのか。そして施設入所者数、在宅で訪問介護、通所で介護を受けている方がどれだけいるのかお伺いをいたします。

○議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長(鷹松丈人君) それぞれの人数につきましては、直近の実績で申し上げます。

まず、要介護度別の認定者数でございますが、要支援1が404人、要支援2が398人、要介護1が801人、要介護2が659人、要介護3が565人、要介護4が458人、要介護5が400人、合計で3,685人となっております。

次に、施設入所者についてでございますけれども、介護老人福祉施設、いわゆる特養でございますが、市内には5施設に対しまして、延べ入所者は362人となっております。

また、老人保健施設でございますけれども、市内に4施設、これに対しまして延べ入所者は369人となっております。

さらに、介護療養型医療施設は、市内に1施設ございまして、これに対しまして、延べ入所者は11人となっております。

続きまして、通所介護の利用者でございますけれども、地域密着型の通所介護を含めまして、市内に26事業所ございまして、延べ1,057人が利用をしております。

また、訪問介護につきましては、市内に12事業所ございまして、延べ469人が利用をしております。

以上でございます。

○議長(海老澤 勝君) 石井 栄君。

○3番(石井 栄君) 今の説明によりますと、市内の要支援の方が802名で、要介護の方は2,883名、合計で3,685名の方が認定を受けておられるということですが、この合計人数は毎年増加傾向にあるのでしょうか、お願いします。

○議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長(鷹松丈人君) 増加傾向にございます。以上でございます。

○議長(海老澤 勝君) 石井 栄君。

○3番(石井 栄君) 要介護状態区分の方が、毎年増加傾向を示していると。この中で、介護保険制度と自治体の役割は大きくなっていると思います。介護保険制度と自治体の役割、その要点をお伺いいたします。お願いします。

○議長(海老澤 勝君) 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 介護保険制度と自治体の役割というご質問でございます。

介護保険制度は、それまで市町村による行政措置であった公的介護制度について、社会保険制度への転換を図ることや、要介護者や家族を社会全体の労働力と財源で支えることで、本人や家族の所得や財産にかかわらず、必要なサービスを受ける仕組みとして、平成12年度より開始となった制度でありまして、介護保険法におきまして地方公共団体の責務が定められております。

自治体の役割は、高齢者が可能な限り住みなれた地域で能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう、保険給付に係る保健医療サービスや福祉サービスに関する施策や、介護予防及び重度化防止のための施策を進めることとされております。

市におきましても、そうした地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療や住まいに関する施策との連携を図りまして、包括的に推進するための施策に取り組んでおり、今後も一人一人のニーズに基づく自立支援につながるサービスの提供と基盤整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ただいまの説明によりましても、介護保険制度というのは、保険という名称はついておりますけれども、社会保障制度としての性格を持ってスタートをしております。

しかし、先ほど来、質疑でも明らかになりましたように、近年、社会保障としてのその性格が変質しつつあるように思います。その中で、地方自治体の果たす住民に対する役割は大きくなっているのではないかとこのように感じた次第です。

さて5番目、最近注目され利用ニーズが高まっているといわれるところに、小規模多機能居宅介護事業所がございます。その事業内容、特徴とリハビリということに移ります。

どのような介護段階の方が、どのように利用することができるのか、その内容と特徴をお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 小規模多機能につきましてものご質問でございます。

小規模多機能型サービスにつきましては、笠間市内に3事業所ございます。このサービスは、要支援1から要介護5までの方を対象としてございまして、サービスの内容は、通所介護を中心としながら、必要に応じまして訪問介護や宿泊を一つの事業所で受けることができるものでございます。

複数のサービスを同じ事業所の職員が提供することや、利用者同士や職員とのなじみの関係が構築しやすく、利用者の状態の変化に気づきやすいなどのメリットがございます。

また、ケアプランの作成から、複数の種類のサービスの提供までを一つの事業所で行うことや、24時間のコール体制が整えられていることから、臨機応変な対応が可能であるといった特徴があるものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のご説明によりますと、通所介護でデイサービスを受けることを主なサービス内容として、要介護認定を受けている方が、その事業所において宿泊のサービスといたしますか、それから食事や入浴介助などのサービスを受けることが制度上可能だというふうに思います。

それに関して、宿泊サービスというのがありますけれども、希望があれば、この希望の期間、宿泊を続けられるのでしょうか、それとも期限はあるのでしょうか。そこでリハビリを受けることはできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 小規模多機能の居宅介護事業所において、宿泊ですね。リハビリはできるのか、あるいは日数等はどうなるのかということでございますが、ここにおきましては、月の利用日数に制限はございません。ただし、このサービスは、通所を中心としながら、訪問介護や宿泊を利用することを基本としたサービスでございまして、ケアマネジャーは、宿泊を計画に位置づける場合には、利用者の心身の状況等を勘案しまして、特に必要と認められる場合を除いて、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされてございます。

また、リハビリの実施でございますけれども、小規模多機能型サービスには、リハビリ職によるサービスの提供は、義務化はされてございませんが、通所介護で行われる日常生活上の機能訓練などの提供となるものでございます。

作業療法士や理学療法士等の専門職によるリハビリを必要とする状態である場合には、老人保健施設への入所や訪問リハビリ等によるサービスの提供が想定されることとなっております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のご説明によりますと、使い勝手がいいといわれている小規模多機能居宅介護事業所というちょっと難しい名前なんですけど、そこでは、宿泊はかなりの期間できる。ただ、要介護認定期間の半分程度という制限はあるようですけれども、その場所でリハビリはできないと。通所リハビリや老健への入所ということが可能だというお話でした。

例えば、その老健への入所というお話がありましたので、その老健及びリハビリを受けられるような施設、老健施設でいいんですけども、市内に何施設あるのでしょうか。

そして、そこに入所するにはどのような手続が必要か、また、入所までの待機期間はどの程度か、入居に必要な費用は1カ月どの程度か、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 市内の老健施設の数、また手続、待機期間、費用はというご質問でございます。

市内に老人保健施設は4カ所ございます。

また、手続でございますけれども、本人や家族と、施設との簡単な契約でございます。

それから、待機期間ということでございますが、現在はほぼ待つことなく入居できている状況ということでございます。

また、入所費用は、介護度や利用者負担割合によって異なりますけれども、平均的な費用で申し上げますと、月額で4人部屋の場合は約10万円、2人部屋の場合は約12万円から13万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、その老健施設でのサービスの内容、また入所期間、定めがあるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 老健のリハビリ内容と、また、入所期間の定めがあるのかというご質問でございます。

リハビリの内容につきましては、老人保健施設のリハビリテーションは、入所者の心身の諸機能の維持・回復を図りまして、自立した日常生活を助けるためのリハビリテーションが行われます。

歩行訓練、それから段差訓練、筋力増加など基本的な訓練に加えまして、車椅子の乗り方や歩行器、手すりを使っての移動訓練なども行われているものでございます。

入所期間の定めについてでございますけれども、老人保健施設は入所者の病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかの検討を、少なくとも3カ月に1度検討することとなっております。

検討の結果、引き続き入所することが必要と判断されれば、3カ月を超えた年単位での入所も可能となっているということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 入所期間の目安は3カ月ごとに判断されるということになりますが、リハビリの状況によって期間の延長ができ、数年とかそれ以上になることも、場合によってはあるわけですね。本人やご家族の希望によっては、施設内でのみとりも可能な施設であるということですか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ご自宅で訪問介護、通所介護を受けることを希望する方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、施設に入所して介護サービスを受けたいと希望しているけれども、経済的な制約により、それがかなわない方もいると聞いています。月額

で12、13万という費用負担は重い負担です。

国民年金で入所できる特養などの施設が必要ではないかという声が強くあります。特養についてお聞きします。特養の入所費用は、月額どの程度でしょうか。市内にある施設数、特養の定員、待機者数について現状をお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 特養につきましての月額の費用、それから施設数、定員数、入所待機者数ということでございます。

費用につきましては、4人部屋で約9万円、施設数でございますけれども、市内に5カ所ございます。定員数ですが、全体で350人でございます。入所待機者につきましては、在宅待機者のうち、要介護3以上で46人ということでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 市として、特養に対する拡充の方針、計画はどのようになっているのでしょうか、簡単に結構です。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 特養の整備の予定ということでよろしいでしょうか。

○3番（石井 栄君） はい。

○福祉部長（鷹松丈人君） 今後の特養の整備の予定ということでございますが、平成30年から平成32年までを計画期間といたします第7期の介護保険事業計画におきまして、入所者数50床の介護老人福祉施設、特養でございますけれども、この施設を1施設整備する計画でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 特養施設が新しくできるということは、市民の期待に沿うものだというふうに思います。

それでは、⑥訪問介護における生活援助のサービス回数の届け出制と、地域ケア会議での検討について、に移ります。

今回の法改定に伴う生活援助については、介護支援専門員、ケアマネジャーのことですね。介護支援ケアマネジャーは、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る）を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅介護サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないとして、届け出を義務づけています。

ここで示される居宅介護サービス計画に厚生労働大臣が定める以上の訪問介護ということがありますけれども、この回数を要介護度段階区分ごとに示すと、それぞれ何回になるのでしょうか。具体的な回数を示す数値が国から示されているのでしょうか。

検討案のようなものでもいいですので、あればお示しいただきたいんですが、よろしく

お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 届け出を必要とする生活援助の訪問回数については、まだ国から示されておりませんので、昨年の審議会における検討資料によりお答えをしたいと思います。

要介護度別に申し上げますと、要介護1が26回、要介護2が33回、要介護3が42回、要介護4が37回、要介護5が31回となっております。サービスの平均回数から求めた標準偏差については、約3倍した数値となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ただいまの答弁では、要介護3の認定を受けた方が訪問介護による生活援助を受ける月平均の回数というのが、13.2回とこのようになっております。これは、厚生労働省の介護保険総合データベースというところでサービス回数の実施ということが書かれてありますけれども、それに関連する今、資料の提示かというふうに思います。

その中で、要介護3と要介護4について、その表に基づいてパネルを掲示させていただきます。

要介護3、これは全国の中で抽出した要介護3の保険を利用する方ですけれども、6万8,313人の中で、月平均の利用回数が13.2回となっております。その方のプラス2SDライン回数というのは、正式には決まっていますが、その審議会で出された回数のいわば基準のようなものだというふうに解釈をしています。

今回出された要介護3の場合については、月平均が13.2回とはなっていますが、その一つの目安、基準の検討案の数値というのが42回ということになっておりますので、今回の法改定によりますと、要介護3の認定を受けた方が、生活援助の回数を1カ月、いわゆる基準回数の42回以上必要だという判断をケアマネジャーがしたときには、ケアマネジャーは、42回以上必要な理由を申請書に記入して市町村に提出をしますね。さらに、地域ケア会議に出席し、その席で説明する義務が生じることになります。

そのケアプランを作成したケアマネジャーが、地域ケア会議で関係者に説明し、会議出席者からの質問に答えるという形で、その回数が妥当なものであるかどうかというのが検討される、このような制度になるということではよろしいのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ここでいう要介護3の方の1カ月の平均の生活援助回数というのは、13.2回ということになってはいますが、詳しい関係者から意見を聞きますと、要介護3の認定を受けた人が必要とされる生活援助の回数について、状況によって違うとい

うんですね。しかし、老老介護の場合や高齢者の独居世帯の場合など1カ月の生活援助の回数は、50回を超える方もいるという話です。

生活援助の内容としては、毎日の調理や週2回の布団干し、部屋・風呂掃除、食事ごとの薬の管理、買い物も含まれます。これは、厚生労働省の資料で、全国の1カ月平均で6.1%の方が、42回以上の生活援助を受けているという調査結果が出ていると読み取ったんですが、この表の意味はそれでよろしいのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君

○福祉部長（鷹松丈人君） 表の読み方については、そのとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） この制度がことし8月から実施に移されようとしています。この制度が実施されるようになると、自宅で介護を受ける老老介護の方や独居の高齢者の方が必要な生活援助を受ける回数が制約され、抑制されるという事態になりませんか、お伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 回数の制限は抑制につながるんじゃないかというご質問でございます。この改正は、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援及び重度化の防止、また、地域資源の有効活用の観点から、必要以上のサービスが計画されていないか等について、多職種における視点で検討することによって、サービスの適正化を図ることを目的としておりまして、利用回数の制限につながるものではないと認識しております。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今ご答弁をいただいたんですが、今のご答弁は実態から、私は、かけ離れているものだと思います。

この事業に直接かかわっておられる関係者にお聞きしました。基準の回数を上回る生活援助が必要、この42回を上回る生活援助が必要だと思ったときに、どのように判断するかといえば、その後の経過を事実上の基準回数を超える生活援助の回数が必要な理由を記入して市町村に提出するわけですね。さらに、地域ケア会議に出席して理由を説明し、参加者から質問を受けるというその後の手順を考えると、必要な生活援助であっても、この厚生労働省から、まだこの数値は確定はしていないようですけれども、示された基準回数を超える回数を申請するというのをためらってしまうと。基準以内に抑えようとするのではないかという見解を述べております。

この制度の導入によって、介護を受けている方の生活援助回数が抑制され、制限され、必要なサービスが受けられなくなるのではないかという関係者からの意見、懸念が出されています。回数の抑制になりませんか。どういうふうに考えますか、重ねてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 標準の約3倍の利用があった場合に、会議による検討が必要とされておるところでございますけれども、ケアマネジャー本来の役割は、利用者の自立助長を目的としまして、真に必要なサービス量を見込むことであり、検討会議を回避するためなどに作為的に回数を抑制することは、あってはならないことと考えております。

市内のケアマネジャーは、現在も地域包括ケア会議など、困難事例のケース検討会に参加をしております。サービス内容を検討する場の参加についても、比較的抵抗感が薄いのではないかと考えております。

また、本制度の運用は、ことし10月からであることを踏まえ、ケアマネジャーに対しまして、制度改正の趣旨等について十分に丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

制度運用開始後におきましても、合理的な理由がなく、回数の抑制などのケースが見受けられた場合には、個別にケアマネジャーへの聞き取りを実施するなどの対策も必要と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 私が言っているのは、ケア会議で検討すれば、そのような展開になる可能性がありますけれども、ケア会議で検討する前に、国が示す回数以上の計画を申請するのをためらって、抑制の力が働いて、地域ケア会議での検討そのものに付されなくなるのではないかと。そのことにより、必要な生活援助を受けることができなくなるのではないかとこのことを心配しています。

やはり必要なのは、本人に必要な回数の生活援助を受けられるようにするということが一番大事なことではないかなと思うんですが、この件についていかがですか、もう一度お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 今回の改正は、要介護状態となっても、その能力に応じて可能な限り居宅生活を送れるよう、利用者の選択に基づいたサービスが総合的かつ効率的に提供されること。それから、利用者の視点に立ち、公立中正な立場での、中立な立場での居宅介護支援を行うことで、新たに策定する条例におきましても、基本の方針として定めておるものでございます。

繰り返しになりますけれども、改正内容は利用回数の上限が定められたというわけではございません。要介護度に提供される生活援助の回数が一定数を超える場合に、利用者がそうした支援を必要とする背景について、ケアマネジャーだけでなく、保険者として市がきちんと内容を把握するものであると認識をしておるところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 必要な生活援助を受けるには、申請をする必要があって、地域ケ

ア会議での検討が必要となります。そして、申請時に、仮に行政側が厳しい対応をとれば、申請者は申請を抑制することになります。

今のように必要な援助が受けられるようにするために、申請書の受け付けや地域ケア会議の運営をどのように行っていくお考えか。ここが大事かと思うんですが、簡単をお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 今の答弁しております内容の、本当に地域ケア会議というのは大変に重要な位置づけになると思います。

このケア会議の例えば検討方法とかその事前の手続等ということもございますが、運用の詳細がまだ示されておられませんけれども、手続の流れとしては、ケアマネジャーがケアプランを市に届け出ることになっておりまして、それを受けて検討会議を行うという流れでございます。

市としましては、検討会議の開催方法などについてケアマネジャーへの過度な負担とならないよう配慮しながら実施をいたします。

また、サービス利用の状況につきまして、利用者の抱えている課題などを捉えて、実情に配慮した判断ができる仕組みを今後とも構築していきたいと考えておるところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 私は、このような制度の導入そのものが、必要な生活援助の抑制につながると心配しておりますけれども、仮にこれが実施に移される場合でも、行政側の対応によって市民が受けるサービスには大きな違いが出てくるんじゃないかと思います。そういう意味で地方自治体の役割、非常に大きなものがあると思いますので、住民の立場に立った福祉の行政というのをしっかりこれからも追求して行っていただきたいと、そのようなことを強く申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 3番石井 栄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、ご参集願います。

なお、この後、3時10分より、政務活動費検討委員会を開きますので、会議室1にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 藤 枝 浩

署名議員 飯 田 正 憲